1.　議　事　日　程（初日）

（平成25年那智勝浦町議会第２回定例会）

平成25年６月13日

９時04分 開　　議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名…… 5

日程第２　会期の決定…… 5

日程第３　諸報告…… 6

日程第４　報告第１号　専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について…… 9

日程第５　報告第２号　専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……13

日程第６　報告第３号　専決処分（平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認について……14

日程第７　報告第４号　専決処分（平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認について……32

日程第８　報告第５号　専決処分（平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第２号））した事件の承認について……35

日程第９　報告第６号　専決処分（平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について……37

日程第10　報告第７号　専決処分（平成24年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について……38

日程第11　報告第８号　専決処分（平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認について……39

日程第12　報告第９号　専決処分（平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号））した事件の承認について……42

日程第13　報告第10号　平成24年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について……44

日程第14　報告第11号　平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について……45

日程第15　議案第48号　紀南環境広域施設組合の設置について……45

日程第16　議案第49号　那智勝浦町子ども・子育て会議条例……49

日程第17　議案第50号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……50

日程第18　議案第51号　那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例……51

日程第19　議案第52号　那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞

金条例の一部を改正する条例……63
日程第20　議案第53号　那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……63
日程第21　議案第54号　那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例……63
日程第22　議案第55号　那智勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例……65
日程第23　議案第56号　那智勝浦町災害対策本部条例の一部を改正する条例……67
日程第24　議案第57号　平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）……68
日程第25　議案第58号　下里保育所新築（建築）工事請負契約について……86
日程第26　議案第59号　勝浦漁港水産鮮度保持施設整備工事請負契約について……88
日程第27　議案第60号　勝浦漁港水産鮮度保持施設整備（製氷機器）工事請負契約について……88
日程第28　議案第61号　林道大雲取線（地すべり・その１）災害復旧工事請負契約について……91
日程第29　議案第62号　振ヶ瀬川河川災害復旧工事請負契約について……92
日程第30　議案第63号　狗子ノ川河川災害復旧工事請負契約について……92
日程第31　議案第64号　大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結について……93
日程第32　議案第65号　固定資産評価審査委員会委員の選任について……96

2.　出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左近　誠	２番	荒尾典男
３番	下﨑弘通	４番	森本隆夫
５番	曽根和仁	６番	湊谷幸三
７番	田中幸子	８番	東　信介
１０番	山縣弘明	１１番	中岩和子
１２番	引地稔治		

3.　会議録署名議員の氏名

３番	下﨑弘通	５番	曽根和仁

4.　地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	笠松昭紀	消防長	中嶋秀和
参事（総務課長）	藪本活英	総務課新病院建設推進室長	浪花　潔
会計管理者	久原章功	病院事務長	八木敦哉
税務課長	城本和男	住民課長	玉井弘史
福祉課長	福居和之	観光産業課長	松下安孝
建設課長	橋本典幸	水道課長	藪根敏夫
教育次長	瀧本雄之	総務課副課長	矢熊義人

5.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事 務　局 長　　伊　藤　善　之

事 務 局 主 査　　寺　地　　強

事務局副主査　　脇　地　　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔11番中岩和子議長席に着く〕

○副議長（中岩和子君）　おはようございます。

開会に先立ちまして、去る５月21日に開催された和歌山県町村議会議長会定期総会の席上で、森本議長が自治功労者として表彰をお受けになられました。

今回の表彰の該当事項は、議会議長として５年以上在職し、功労のあった者と規定されております。この表彰は、森本議長が本町議会議員として初めて受けられるもので、大変栄誉ある受賞であります。まことにおめでとうございます。

今後とも、ますますの御健勝で、町政の発展と地方自治の向上のために、御活躍をいただきたいと思います。

はえある受賞をたたえ、本町議会と当局より記念品を贈呈いたします。なお、議長会の席上で、既に表彰状を授与されておりますので、この場では割愛をさせていただきます。

○事務局長（伊藤善之君）　それでは、本町議会から記念品を贈呈いたしますので、森本議長さん、恐れ入りますが、前までよろしくお願いいたします。

○副議長（中岩和子君）　おめでとうございます。（拍手）

続きまして、町長から記念品の贈呈を行います。

○町長（寺本眞一君）　おめでとうございます。（拍手）

○副議長（中岩和子君）　それでは、森本議長から御挨拶をお願いします。

○議長（森本隆夫君）　一言御礼申し上げます。

私は、微力ではございますが、地方自治の発展に貢献したとのことで、去る５月21日、第65回県町村議会議長会定期総会において、議長会の上野会長より表彰いただき、まことに光栄に存じます。

その上、総会当日には、仁坂県知事、山下県議会議長、小出町村会長より、身に余るお言葉を賜り、感謝感激の念にたえません。

さらに本日は、中岩副議長、寺本町長よりお祝いの品をいただき、まことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

この受賞を肝に銘じ、決意を新たに、なお一層精進いたす所存でありますので、今後も御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（中岩和子君）　以上で、自治功労者表彰受賞にかかる記念品贈呈式を終わります。

森本議長、議長席にお着き願います。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　改めまして、おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係者の皆様にお願いいたします。

撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載をしておりますとおり傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時04分　開会

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　ただいまから平成25年第２回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、４月１日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　おはようございます。

４月１日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員及び議会事務局職員を御紹介させていただきます。

前のほうへお願いします。

議員席から向かって右側から紹介させていただきます。

消防本部消防長中嶋秀和、会計管理者兼ねて会計課長久原章功、教育委員会教育次長瀧本雄之、住民課長玉井弘史、議会事務局事務局長伊藤善之、観光産業課長松下安孝、水道課長藪根敏夫、総務課課長待遇新病院建設推進室長浪花潔、総務課副課長あわせて選挙管理委員会書記長矢熊義人、そして私、参事総務課長藪本活英でございます。どうかよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時06分　開議

○議長（森本隆夫君）　本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

３番下﨑弘通君、５番曽根和仁君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（森本隆夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君）　それでは、御報告いたします。

去る６月７日に議会運営委員会を開会いたしまして平成25年第２回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

本定例会に付議すべき事件は、報告が11件、組合の設置についてが１件、条例の制定並びに改正が８件、補正予算が１件、工事請負契約が６件、協定の締結１件、人事案件１件の合計29件となっております。

会期は本日13日から20日までの８日間を予定しております。

本会議４日、委員会２日、純休会２日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から６月20日までの８日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、会期は本日から６月20日までの８日間に決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　諸報告

○議長（森本隆夫君）　日程第３、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　改めまして、皆さんおはようございます。

本日平成25年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわりませず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

那智川の水位周知河川指定について報告します。

このほど和歌山県により那智川が水位周知河川に指定されました。水位周知河川は、水防法第13条第２項の規定に基づき、都道府県知事が洪水により相当な被害が生ずるおそれのあるものとして指定した河川について特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは市町村に通知するとともに一般に周知するものであります。

那智川流域では、一昨年の台風12号の豪雨により甚大な被害を受けましたが、今後那智川の氾濫により被害が想定される地域住民の速やかな避難行動につなげるため、和歌山県により那智川が水位周知河川に指定されました。

これまでの水防団待機水位と氾濫注意水位に加え、今後は町長の避難勧告発令判断の目安となる避難判断水位と、洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じるおそれのある氾濫危険水位への到達が周知されることになります。この情報は和歌山県のホームページで閲覧でき、住民

の皆様もリアルタイムに確認できます。

台風12号災害後、町では那智川の３カ所に河川監視カメラを設置し、役場本庁及び消防本部にてその水位状況を目視できるように整備しましたが、新たな河川情報を今後の防災対策に生かしてまいります。

次に、災害復旧工事関係について報告いたします。

国土交通省の土石流対策事業につきまして、那智川７支流で８基の砂防堰堤が３月末で完成いたしました。今後はさらに上流部へ第２の砂防堰堤の建設が予定されています。

那智川及び太田川における災害復旧につきまして、川幅を拡幅する工事も和歌山県の事業により進捗しております。

国の補助を受けた町発注工事につきましては、１件を残し全て発注いたしました。今後は一日も早い工事完成を目指します。

近畿自動車道紀勢線の状況につきまして、すさみ－那智勝浦間38キロメートルは環境整備として現地調査で詳細ルートを推進、新宮－熊野間30キロメートルも環境整備として現地調査で詳細ルートの推進、新宮紀宝道路2.4キロメートルは本年度より新規事業化が決定しております。

次に、新病院建設についてですが、平成25年３月28日に和歌山県が公表した新病院建設予定地（旧教育センター跡地）周辺の津波浸水想定が海抜７メートルから８メートルぐらいまでとなっており、計画どおり宅地造成工事で海抜９メートルまでかさ上げを行うことにより災害支援病院としての役割を果たせると判断し、建設計画を進めていきます。

今後の予定についてですが、今年度に用地の取得３件、ボーリング調査、井戸の水源調査、ヘリポート調査を行います。平成26年度には造成工事、27年、28年度に建設工事を行い、29年度中の開院を目指し計画を進めてまいります。

次に、下里保育所新築工事につきまして、保護者会から津波対策や防災面の対策を望む声が多く、新たな津波被害想定が示されるまで建設に取り組むことは適切でないという判断に至り、24年度の執行は見送り、平成25年度において改めて現予算を同額計上させていただきました。遊戯場部分を除く部分を先行で着手し、遊戯場の部分については県の作成する津波浸水予測図の結果を見て変更設計により２階部分へ避難できる場所を確保することを３月議会で御説明申し上げたところでございますが、去る３月29日に和歌山県では南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海三連動地震による津波浸水想定について発表されましたので、この結果を受けて、津波対策や防災に努め、保護者も安心できる施設としたいと考えておりますので、下里保育所の遊戯場部分についての設計変更に伴う追加補正予算の計上をお願いするものでございます。

健康対策関係では、風疹の流行に対応し、妊婦とその子供を風疹から守るため子育て支援をする緊急対策として、和歌山県風疹ワクチン接種緊急助成事業を実施するための費用の計上をお願いするものでございます。

観光について報告いたします。

４月27日から５月６日までのゴールデンウイーク10日間は、昨年と比較して天候にも恵まれ、宿泊は２万8,322名、日帰り４万8,947名のお客様においでいただき、前年比17％の増加であります。本年は伊勢神宮遷宮の年であり「伊勢に七度、熊野に魅旅」、この「みたび」は魅力の「魅旅」という語呂合わせというキャッチフレーズで誘客に努めているところであり、和歌山県観光連盟と共同で西日本を中心に誘客活動を行ってまいります。

次に、消防関係について報告いたします。

平成25年６月４日に和歌山県消防学校で開催されました第42回和歌山県消防救助技術会において、瀬川諒消防士が水上の複合検索で優勝し、第42回消防救助技術東近畿大会地区指導会への出場が決まりました。この東近畿大会において３位までに入賞しましたら全国大会へ出場となりますので、議員各位におかれましては出場選手に激励をいただければ大きな励みになるかと思います。

次に、会議に付議すべき事件について御報告いたします。

今議会に提案しております議件は29件でございます。その内訳は、専決処分の報告９件、繰越計算書の報告２件、広域施設組合の設置１件、条例の制定２件、条例の一部改正６件、補正予算１件、工事請負契約の締結６件、工事委託契約の締結１件、固定資産評価審査委員会委員の選任１件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

まず、報告第１号及び報告第２号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第３号から報告第９号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による増減が主なものとなっております。

報告第10号及び報告第11号は、一般会計及び水道事業会計予算の繰越計算書についての報告であります。

議案第48号は、財団法人紀南環境整備公社の解散に伴い、関係市町村で一部組合を設立するための規約の制定をお願いするものであります。

議案第49号は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、条例の制定をお願いするものであります。

議案第50号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第51号は、特別職を含む職員の給与を減額するための臨時特例条例の制定をお願いするものであります。

議案第52号から議案第54号は、町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の延滞金の計算について基礎となる率の改正をお願いするものであります。

議案第55号及び議案第56号は、災害対策基本法の一部改正に伴う条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第57号一般会計補正予算の主なものについては、人事異動に伴う人件費の調整のほかに災害対策費で防災行政無線屋外拡声子局整備工事、津波避難困難地区対策工事、児童福祉総務

費で子ども・子育て支援事業、保育所施設整備事業費で下里保育所新築工事、予防費で風疹予防接種費用助成金、水産振興費で紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業に対する委託料、観光総務費で新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会実行委員会補助金、住宅建設費で町営住宅新築に伴う工事請負費、消防施設整備事業費で消防救急無線デジタル化整備負担金などの補正で、歳入歳出それぞれ４億3,946万1,000円を追加し、予算総額を96億7,826万1,000円とするものであります。

議案第58号から議案第63号は、工事請負契約についての議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、大谷地区残土処理場を整備するための工事を委託するため議会の議決を求めるものであります。

議案第65号は、固定資産評価委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました29件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　報告第１号　専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第４、報告第１号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　報告第１号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年３月31日、専決処分をさせていただいております。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、これが平成25年３月29日に国会で成立しまして、翌日30日付で公布されております。

これを受けまして、本町においてもこれに関係する改正に基づきまして、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年このような形で上位法令、地方税法等の改正に伴う税条例の改正をお願いいたしております。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、改正内容につきましては、この専決処分書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の改正につきましては、本町の関係では延滞金の見直しに関するものが主なものとなっ

ております。

資料の１ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正内容が、第34条の７第２項中「第314条の７第２項」の次に「（法附則第５条の６第２項の規定により読みかえて適用される場合を含む）」を加えるとなっております。

この資料中、線で囲んだ部分のところがこの条文の改正内容を説明したものとなってございます。枠内ですが、第34条の７は、寄附金税額控除について定めたもので、税額控除の計算で法附則第５条の６第２項の規定、これは特定寄附信託の利子所得の非課税分を除くという内容でございますが、この規定により読みかえて適用される場合を含むよう改めるものとなっております。

特定寄附信託の非課税となった利子所得に相当する金額に係る分については、寄附金税額控除は適用しないというふうな規定となっております。

次の線で囲んだ枠のところ２番目の枠内の説明は、第54条の固定資産税の納税義務者等について定めたもので、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置、これは所有の実態に応じた課税をするというものでございますが、これを廃止するよう改めるものでございます。本町につきましては該当はございません。

３つ目の枠をお願いいたします。

第131条は、特別土地保有税の納税義務者等について定めたもので、これも同じく独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業に係る特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するよう改めるものでございます。本町については該当する事業はございません。

以下は、税条例の附則部分、条例の施行期日や経過措置、関係条例の改廃に関する事項を定めている部分の改正となります。

次のページ、２ページ目の中段の１つ目の枠内をお願いいたします。

附則第３条の２は、延滞金の割合等の特例について定めたもので、国税における延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、地方税に係る延滞金の利率を引き下げるよう改めるものです。本則「年14.6」を「年9.3」に、納期限後１カ月以内の「4.3%」を「３%」に改めるものでございます。市中金利が低下していること等を踏まえまして国税の見直しにあわせまして地方税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、延滞金の現行本則の14.6%を9.3%とするものです。本則本来の率14.6につきましては、改正で特例基準割合２%プラス7.3、この7.3というのは早期納付を促す部分になるんですけども、２%プラス7.3%で9.3%に改正されます。また、現行納期限後１カ月以内等につきましては、現在も低い利率となっておりますけども、この特例を見直しまして納期限後１カ月以内等につきましては現行が4.3%でございますが、これを特例基準割合の２%プラス１%、この１%が早期納付を促す分ということで、２%プラス１%で３%になります。

この延滞金の改正につきましては、平成26年１月１日から適用されるものとなっておりま

す。

次の２ページ目の下段です。

附則第４条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について定めるもので、法人の町民税に係る納期限を延長する場合の特例期間のうちで特例基準割合とする年に含まれる期間を除くようにするもの、また条項の整理に係るものでございます。例えば、法人が会計検査等を受ける場合に、決算が間に合わないということで１カ月間延長する、そのような場合がこれに当たってまいります。

３ページ目、１つ目の下の枠内、附則第４条の２は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について定めたもので、租税特別措置法第40条第10項、特定贈与等に係る公益法人等にみなされる公益法人の改正により条項を整理するものでございます。これは認定こども園、幼稚園、保育所を設置しようとする法人が届け出を提出した場合には非課税特例を継続適用できるということになります。

次の３ページ目、２つ目の枠内は、附則第７条の３は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について定めたもので、所得税の適用期限の延長にあわせて適用期限を現行「平成22年度から35年度」を「39年度まで」４年間、39年度まで４年延長するよう改めるものです。今回の税制改正で国の所得税において住宅ローン控除の期間延長と控除限度額が拡充されたことによるものでございます。

次の３ページ目、３つ目の枠内は、附則第７条の４は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めたもので、法附則第５条の５第２項の特例控除額の計算に法附則第５条６第２項、これは特定寄附信託利子所得の非課税の規定による読みかえ適用をする場合を含めるよう改めるものです。非課税となった利子所得に相当する金額に係る分につきましては、寄附金税額控除は適用しないというものになります。最初のこの34条の７に関して附則を改正するものとなっております。

次の３ページ目、４つ目の枠内なんですけども、附則第10条の２は、法附則第15条第２項第６号及び第10項の条例で定める割合について定めたもので、国が地方に対して特例措置の実施を求める場合に法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、これがわがまち特例というものですが、特例措置に係るものであり、新たに都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保施設――これは例として備蓄倉庫になります――に係る課税標準の特例措置を参酌する基準である３分の２と定めるものであります。

このわがまち特例とは、地方自治体が税の特例の割合を決められた範囲内で地域の実情に合わせて独自に決められるようにするものです。なお、県内では対象となる都市再生緊急整備地域の指定はございません。

次のページ、４ページ目の２つ目の枠内、附則第17条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について定めたもので、租税特別措置法第37条の９――第37条の９を今回削除することになりますが――が改正されたこと

により条項を整理するものとなっております。

第37条の９の２の削除は、譲渡所得の課税特例を適用期限の到来により廃止するものとなっております。

次の次のページ、６ページの上段、附則第22条の２は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について定めたもので、東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人について長期譲渡所得の課税の特例が適用されるよう改めるものであります。今回相続人についても長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとなっております。本町において該当される方はございません。

次の６ページの２つ目の枠内、附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例について定めたもので、東日本大震災により被害を受けたことによって居住できなくなった家屋で住宅借入金等を有する場合、所得税額の特別控除の適用期限等々、控除額に係る特例について法附則第45条の第３項の追加、これは個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の限度額の定めになりますが、これにより条項を整理するものとなっております。本町において災害に係る住宅借入金の該当される方はございません。

以下、附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものとなっております。

(1)といたしまして、寄附金控除の特定寄附信託の関係、延滞金の率の関係等につきましては、ここに記載しておりますが、平成26年４月１日から施行されるものとなっております。

(2)として、住宅借入金の特別控除、これ４年延長とかですね、震災住宅借り入れの県税の特別控除等につきましては、27年１月１日から施行されることとなっております。

第２条、第３条、第４条で、それぞれ延滞金、町民税、固定資産税に係る経過措置を定めております。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第１号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　報告第２号　専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第５、報告第２号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　報告第２号について御説明申し上げます。

専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてでございます。

本条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第39号）が平成25年４月１日から施行されたことに伴って改正するものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書です。

平成25年３月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

条例です。今回の改正の概要といたしましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者を特定世帯として、既に講じられている当該移行後５年目までの間の世帯別平等割額の２分の１軽減に加えまして、当該移行後６年目から８年目の間においても世帯別平等割額を４分の１軽減して４分の３とする世帯を特定継続世帯として位置づけるものです。

お手元に新旧対照表の資料をつけております。御参照いただきたいと思います。

資料１ページの右側でございますが、第５条の２、改正後の欄の(1)が一般的な世帯別平等割額に関する金額を記載しております。そして、下線を引いているところでございますが、改正前は５年を経過するまでの間に限りと、軽減期間を限定しておりましたが、改正後の傍線部分では、特定世帯、例えば、夫が、先ほども申し上げましたが、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、妻が単身で引き続き国民健康保険に加入することになる世帯を特定世帯と申し上げます。そして、その今回新たに設けられました特定継続世帯の軽減期間を恒久的表記に改めております。

中ほど、(2)（略）という表記がございます。これは本来軽減した税額に変更がございませんので略しておりますが、特定世帯の半額減免額7,500円を条例では記載しております。

そして、第５条の２(3)特定継続世帯１万1,250円と記載しております額が、これが特定継続世帯ですね、今回新たに設ける６年目から８年目の世帯の金額を記載しております。

７条の３及び第24条各号まで、国民健康保険税、低所得者にかかわる軽減分も含めまして、関係各号を同様の趣旨で改正を行っております。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第２号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　報告第３号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第６、報告第３号専決処分（平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　報告第３号専決処分（平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年３月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億3,278万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,885万4,000円とするものです。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款１町税から１枚めくっていただきまして５ページ、款21の町債まで、歳入合計で補正前の額91億5,163万5,000円、補正額２億3,278万1,000円を減額し、計89億1,885万4,000円となっております。

６ページをお願いします。

歳出です。

款１議会費から１枚めくっていただきまして８ページ、款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

９ページをお願いいたします。

第２表地方債補正です。

起債の目的欄中、過年度補助災害復旧事業から一番下の一般補助施設整備等事業まで、借入限度額の確定により３億1,500万円減額して、補正後の限度額を14億3,260万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

１総括、歳入でございます。

款１町税から次のページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額91億5,163万5,000円、補正額は２億3,278万1,000円の減額、計89億1,885万4,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１議会費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の金額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、特定財源の国県支出金で３億7,312万円の減、地方債で３億1,500万円の減、その他特定財源で682万4,000円の減、一般財源で４億6,216万3,000円の増となっております。

15ページをお願いいたします。

総務課関係の歳入でございます。

款２地方譲与税から２枚めくっていただきまして18ページ、款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしてございます。そのうち、18ページの上段、款10地方交付税につきましては、補正額２億5,816万3,000円、計30億8,242万9,000円となっております。

内訳としまして、普通交付税26億2,055万8,000円、特別交付金４億6,187万1,000円で、平成23年度と比較しまして３億4,175万2,000円、率にしまして10.0％の減となってございます。

21ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目５消防費国庫補助金88万8,000円の減額につきましては、節２木造住宅耐震改修事業費補助金及び節３木造住宅耐震補強設計事業費補助金の受け入れを予定しておりましたが、住宅の耐震改修も耐震補強設計も申し込みがなく、減額をお願い

してございます。

23ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目１総務費補助金、節３過疎集落再生活性化支援事業補助金52万6,000円の減額及び節４地域支え合い連携体制構築事業補助金100万円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。節５県移譲事務市町村交付金につきましては、平成22年度から市町村への権限移譲に係る事務的経費として交付決定されたものでございます。

25ページをお願いいたします。

項２県補助金、目６消防費補助金、節２木造住宅耐震改修事業費補助金及び節３木造住宅耐震補強設計事業費補助金の減額につきましては、国庫補助金と同様、申し込みがなく減額するものでございます。節５きのくに防災力パワーアップ事業費補助金の60万円の減額につきましては、宇久井湊地区での津波緊急避難路整備工事に係る２分の１の補助金を受け入れる予定でございましたが、事業が未執行となりましたので補助金の取り下げを申請し、新たに25年度でお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

款17寄附金、目２総務費寄附金、節４災害復興寄附基金寄附金200万2,000円につきましては、災害復興に対して頂戴いたしました寄附金を受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款20諸収入、項４雑入、目１雑入、補正額１億2,531万9,000円のうち総務課関係は説明欄２行目の町有建物災害共済金１億479万2,000円と一番下の県市町村振興協会市町村交付金694万7,000円でございます。町有建物災害共済金につきましては、台風12号により被害を受けた市野々小学校と井関保育所と町営住宅に係る災害共済金を受け入れたものでございます。県市町村振興協会市町村交付金につきましては、市町村自治振興宝くじ、いわゆるサマージャンボとオータムジャンボですが、それの発売庁であります都道府県からその収益金が市町村振興協会を通して交付されたものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目１総務債から次のページの目９土木債まで、それぞれの起債対象額の確定により補正をさせていただいております。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節７賃金141万8,000円の減、節13委託料122万4,000円の減につきましては、説明欄記載のことについて不用額が生じましたので減額させていただいたものでございます。

目６電子計算費、節13委託料228万2,000円の減につきましては、事業費の確定により減額させていただいたものでございます。

目７企画費161万4,000円の減額につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、説明欄記載の過疎集落再生活性化事業費補助金として色川地域振興推進委員会に補助しているもので、

事業費の確定により減額するものでございます。

目10町営バス運行費につきましては、事業費の確定により財源内訳の変更をするものでございます。

36ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目８簡易水道費140万円の減額、目９病院費977万8,000円の減額につきましては、それぞれ簡易水道事業費特別会計、町立温泉病院事業会計への繰出金額の確定により減額するものでございます。

42ページをお願いいたします。

款８消防費、目５災害対策費、節15工事請負費153万円の減額につきましては、歳入でも御説明させていただきましたが、予定しておりました宇久井湊地区の津波緊急避難路整備工事が未執行となり減額させていただくものでございます。節19負担金補助及交付金288万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業補助金をそれぞれ３戸分予定しておりましたが、申込者がなく未執行となりましたので減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

款11公債費、目２利子1,377万1,000円の減額につきましては起債の償還利率の確定によるものでございます。

次のページ、款12諸支出金、項２基金費、目１財政調整基金費１億円につきましては、財政調整基金積立金として、目２減債基金費１億2,000万円につきましては減債基金積立金として、それぞれ積み立てるものでございます。

目７災害復興寄附基金費200万2,000円につきましては、頂戴いたしました寄附金を説明欄記載の基金に積み立てるものでございます。

目８公共施設整備基金費２億円につきましては、本年３月に設置いたしました公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

48ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課副課長矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君）　選挙費について御説明させていただきます。

予算書の26ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項３委託金、目１総務費委託金、節３衆議院議員選挙費委託金393万3,000円の減額につきましては、昨年12月16日に執行いたしました衆議院議員総選挙に係る費用の精算によるものでございます。

32ページをお願いします。

歳出でございます。

款２総務費、項４選挙費、目３衆議院議員選挙費、補正額393万3,000円の減額は歳入と同様に衆議院議員総選挙に係る費用の精算によるもので、減額の内訳としましては、節１報酬から

節14使用料及賃借料まで説明欄記載のとおりです。

以上が選挙費の関係でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　税務課の関係について御説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出補正予算、歳入でございます。

今回町税の補正につきましては、決算見込みに基づきまして、款１町税の項１町民税から項６の入湯税まで合計で7,274万円を増額し、町税の総額を15億892万1,000円にさせていただいたものでございます。

また、５ページの款20諸収入、項１延滞金加算金及過料につきましては259万4,000円を増額して総額279万4,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、まず13ページをお願いいたします。

歳入の款１町税、項１町民税につきましては、個人と法人を合わせまして2,832万8,000円増額いたしております。合計５億602万9,000円とさせていただいたものでございます。内訳につきましては、節区分のところ、個人の現年度課税分で1,560万4,000円、個人の滞納繰越分で347万円、法人の現年度課税分で915万円、法人の滞納繰越分で10万4,000円を決算見込みにより増額させていただいております。

次に、項２の固定資産税でございますが、現年度課税分1,984万9,000円、滞納分で1,486万4,000円を決算見込みにより増額させていただいております。合計７億7,427万2,000円とさせていただいたものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項３の軽自動車税でございますが、滞納繰越分で決算見込み額に基づきまして現年度課税分で40万4,000円を減額、滞納繰越分で６万8,000円を増額して4,078万4,000円とさせていただいております。

項４町たばこ税につきましては、決算見込みに基づきまして666万5,000円を増額して合計１億766万5,000円とさせていただいております。増額の主な要因といたしましては、禁煙される方の増加もありまして、当初予算のときにはたばこ消費本数は減るということで見込んでおりましたが、見込んだほどの減少がなく増収となったものでございます。

次に、項６の入湯税でございますが、337万円を増額いたしまして8,017万円とさせていただいております。入湯税につきましては、毎年の減少傾向に加えまして、平成23年の東日本大震災と本町の台風12号の影響により大きく落ち込みましたが、平成24年度は前年度よりも888万2,000円ふえまして8,017万円の見込みとなっております。

最後、27ページをお願いいたします。

款20諸収入、項１の延滞金加算金及過料、目１延滞金でございますが、先ほども申し上げましたとおり259万4,000円を増額いたしまして、決算見込みの額を279万4,000円とさせていただいております。

歳出の関係は特にございません。

税務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　住民課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

款13使用料及手数料、項２手数料、目２衛生手数料、節区分３廃棄物処理手数料、補正額294万1,000円ですが、収入額確定のため減額するものです。その内訳といたしまして、指定ごみ袋販売手数料が405万5,000円の減額で、持ち込みごみ手数料は111万4,000円の増額となっております。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項２県補助金、目２民生費補助金のうち住民課の関係は節区分９重度心身障害児者医療費補助金147万3,000円の減額から節区分10ひとり親家庭等医療費補助金、そして次の24ページになりますが、節区分14乳幼児医療費補助金40万8,000円の増額まで補助金の交付決定等受け入れ確定により１件の減額と２件の増額補正を行ったものでございます。

同じく24ページですが、目３衛生費補助金、節区分１浄化槽設置整備事業費補助金296万4,000円の減額につきましては、本年度合併浄化槽設置基数63基に対する補助金の確定に伴い減額したものでございます。同じく衛生費補助金、節区分６緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金18万9,000円の減額につきましては、歳出の浄化槽台帳整備事業費の確定に伴い減額補正するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款20諸収入、目１雑入、節区分１雑入で住民課の関係は説明欄１行目のリサイクル用金属等売払28万5,000円の減額であります。資源化処理分別した金属類、古紙類等の売り払い実績確定によるものでございます。

次に33ページ、歳出をお願いいたします。

款３民生費、目１社会福祉総務費、節区分28繰出金、説明欄に記載の後期高齢者医療事業費特別会計への繰り出し2,466万5,000円の減額、次の国民健康保険事業費特別会計への繰り出し2,626万9,000円の減額につきましては、それぞれ特別会計における今回の専決補正予算の収支により繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

同じページ下段の目８重度心身障害児者福祉医療費、補正額305万2,000円の減、目９ひとり親家庭等福祉医療費、補正額143万7,000円の減額につきましては、医療費審査支払委託や医療費確定等による減額補正でございます。

次の34ページです。

項２児童福祉費、目４子ども医療費対策費、補正額306万9,000円につきましては、節区分13委託料と節区分20扶助費に不用額が生じましたので減額補正をお願いするものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費、節区分19負担金補助及交付金、補正額は889万2,000円の減額でございます。浄化槽設置整備事業費の確定に伴い節区分19負担金補助及交付金を減額補正するものでございます。款項目同じく節区分４共済費から節区分12役務費までを浄化槽台帳整備事業費確定に伴い18万9,000円を減額させていただいております。

次に、36ページをお願いいたします。

項２清掃費、目１塵芥処理費の補正額は356万9,000円の減額です。節区分７賃金179万6,000円減額、節12役務費、粗大資源化物等処分手数料125万9,000円、節13委託料51万4,000円と、それぞれ不用額を減額するものでございます。

住民課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開10時30分。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

10時09分　休憩

10時29分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及手数料、項１使用料、目２民生費使用料、補正額60万円の減額でございますが、太田学童保育所24年度実施に伴い補正をさせていただきましたが、10月以降の休止に伴う減額でございます。

20ページをお願いします。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１障害者自立支援給付費負担金724万6,000円の減額につきましては、障害児者福祉サービスの支援に対する負担金で事業実績見込み並びに過年度実績確定によるものでございます。節３障害児通所給付費国庫負担金44万6,000円の減につきましては、児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス事業の実績見込みに伴う減額でございます。節４保育所運営費国庫負担金、減額の303万9,000円につきましては、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所の措置数の減により事業費の精算をするものでございます。節５子ども手当国庫負担金3,858万8,000円の減額につきましては、子ども手当支給実績に伴う減額でございます。

21ページをお願いします。

項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節１地域生活支援事業費補助金681万8,000円の減額につきましては、身体・知的・精神障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので、事業実績見込みによるものでございます。節２障害程度区分認定等事務費補助金５万6,000円の減につきましては、認定審査等に係る事務の２分の１の補助で、事業実績に伴う減額をお願い

するものでございます。節３次世代育成支援対策交付金372万2,000円の減額につきましては、国の政策変更に伴い節５の子育て支援交付金に事業名称を変更するものでございます。節４子ども手当システム改修補助金577万5,000円の減額につきましては、国庫補助金が県補助金として入金されるため予算科目の変更をお願いするものでございます。節５子育て支援交付金379万6,000円につきましては、地域子育て支援拠点事業等子育て家庭等に対する育児相談、指導及び子育てサークルの支援等を行うもので、節３で御説明しました次世代育成支援対策交付金から事業名称変更に伴い計上するものでございます。

目７災害復旧費国庫補助金8,304万円の減でございますが、井関保育所災害復旧費補助金と計上しておりましたが、国庫補助金が県補助金とともに入金されるため県支出金への予算科目の変更をお願いするものでございます。

22ページをお願いします。

項３委託金、目２民生費委託金、節１児童福祉費委託金45万5,000円の減につきましては、子ども手当に対する事務取扱交付金と特別児童手当事務委託金でございますが、子ども手当事務費取扱交付金の廃止に伴い減額をお願いするものでございます。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費負担金、節１障害者自立支援給付費負担金、補正額277万5,000円の減につきましては、障害者福祉サービスの支援に対する国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる減額をお願いするものでございます。節３障害児通所給付費負担金、補正額22万3,000円の減額につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で実績見込みによる減額をお願いするものでございます。節４保育所運営費負担金151万9,000円の減、節５子ども手当負担金42万6,000円の減は、国庫負担金と関連した県の負担金で実績見込みによる減でございます。

23ページをお願いします。

項２県補助金、目２民生費補助金、節７地域生活支援事業補助金266万3,000円の減につきましては、国庫補助金と連動した県の補助金で実績見込みによる減でございます。節８障害者自立支援特別対策事業費補助金266万5,000円の増につきましては、事業実績見込み並びに過年度実績確定によるものでございます。節13第三子以降に係る保育料助成事業費補助金83万2,000円の減につきましては、保育料助成事業に係る実績に伴う減額をお願いするものでございます。24ページをお願いします。節15社会福祉施設等対策事業費補助金、補正額16万9,000円の減につきましては、ライフジャケットもしくは避難用車またはその両方を配備することに対する補助金を交付されるもので、事業実績見込みにより減額をお願いするものでございます。節16地域子育て特別支援等事業費補助金、補正額353万8,000円につきましては、さきに御説明しました国庫補助金で計上した子ども手当システム改修補助金が県補助金への予算科目変更に伴い、事業実績により計上するものでございます。

目３衛生費補助金、節４子宮頸がん等ワクチン接種費補助金166万3,000円の減につきましては、事業実績による減額でございます。

25ページをお願いします。

目８災害復旧費補助金、節１社会福祉施設等災害復旧費補助金、補正額6,921万8,000円は、井関保育所災害復旧事業費補助金として受け入れするものでございます。先ほど御説明しました国庫補助金が県補助金とともに入金されるため県支出金への予算科目変更に伴うもので、事業実績により計上するものでございます。

33ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節20扶助費、補正額150万5,000円の減につきましては福祉手当の実績見込みによる減額でございます。

目３老人福祉費、節20扶助費670万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴う減額でございます。節28繰出金51万1,000円の減につきましては、説明欄記載の介護保険特別会計の事業実績見込みによる減額でございます。

目４人権啓発費、節28繰出金86万3,000円の減につきましては、住宅宅地資金貸付事業の実績見込みにより繰出金の減額をお願いするものでございます。

目７障害者福祉費、補正額591万6,000円の減額につきましては、節19負担金補助及交付金で、説明欄記載の障害サービス利用計画作成費357万8,000円の減及び障害者自立支援特別対策事業費に係る２事業の減額で、事業実績見込みによるものでございます。

34ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費については財源内訳の変更でございます。

目２児童措置費、補正額減額5,791万9,000円でございますが、節４共済費１万6,000円の減並びに節７賃金128万8,000円につきましては、太田学童保育所10月以降の休止に伴う減でございます。節11需用費44万4,000円は太田学童保育所並びに社会福祉施設等対策事業における災害用ライフジャケット購入費用に係る事業実績に伴う減額でございます。節13委託料、補正額223万6,000円の減額につきましては、子ども手当電算システム改修委託に係る事業実施によるものでございます。節18備品購入費９万7,000円の減につきましては、避難用車購入費用に係る事業実績によるものでございます。次に節19負担金補助及交付金1,133万4,000円の減額につきましては、私立２保育園の運営交付金の減額で、事業実績見込みによるものでございます。節20扶助費4,250万4,000円の減につきましては、子ども手当の支給実績に伴う減額でございます。

35ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、節13委託料、補正額527万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額をお願いするものでございます。

目５健康増進費、節13委託料144万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種検診事業の実績に伴う減額でございます。36ページをお願いします。節23償還金利子及割引料、補正額53万7,000円につきましては、平成23年度感染症予防事業費等国庫補助金精算確定による返還金でございます。

45ページをお願いします。

款10災害復旧費、項１厚生労働施設災害復旧費、目１民生施設災害復旧費、補正額586万9,000円の減額でございますが、節13委託料、節15工事請負費並びに節18備品購入費で井関保育所災害復旧工事に係る事業実績による減額をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　それでは、観光産業課の関係について御説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

款12分担金及負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金、節５磯根漁場再生事業分担金の500万円の減額につきましては、勝浦漁業協同組合、宇久井漁業協同組合、和歌山東漁業協同組合那智支所の漁場回復のため県の補助をいただき築いそ投石事業を実施するための地元分担金でありましたが、これにつきましては、12月議会で補正をいただきましたが、その後東牟婁建設部の中で那智川の災害復旧工事の残土処分として実施していただけることになったため減額するものであります。

次に、24、25ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、節９緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金の215万6,000円の減額につきましては、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業が実施できなかったため補助金を減額するものであります。節14磯根漁場再生事業補助金の500万円の減額につきましては、築いそ投石工事が県事業で実施していただけるため減額するものであります。

25ページをお願いします。

目８災害復旧費補助金、節１農林水産施設災害復旧費補助金の２億5,858万7,000円につきましては、農地農業施設の災害復旧工事が16カ所で他事業との調整を必要とするため、平成24年度で未実施となった２億5,858万7,000円の減額となったものであります。

次に、37ページをお願いします。

歳出でございます。

款５農林水産業費、項２林業費、目２林業振興費、節19負担金補助及交付金の116万4,000円の減額につきましては、獣害対策補助金、電気柵の設置に係る補助金でございますが、狩猟免許取得支援補助金の事業費確定による減額であります。

目３木の国森林づくり事業費、節19負担金補助及交付金の91万8,000円の減額につきましては、この事業は那智勝浦町森林組合が国庫補助で実施する間伐事業に事業費の５％を補助するものであります。当初130ヘクタールの間伐を予定しておりましたが、国の補助基準の変更により対象面積が22ヘクタールに減少したため減額をするものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項３水産業費、目２水産振興費、節13委託料の215万7,000円の減額につきましては、緊急雇用創出事業臨時特別交付金、補助値100％を利用し勝浦漁業協同組合に紀

州勝浦産生まぐろのＰＲ事業を委託したものでございましたが、数度の採用面接を行いましたが、いずれも雇用条件等で折り合いがつかず、未実施のため減額するものでございます。節15工事請負費1,500万円の減額につきましては、築いそ投石工事が県事業で実施となったため減額するものでございます。節19負担金補助及交付金の170万円の減額につきましては、水産振興会の事業費確定により減額するものでございます。

款６商工費、項１商工費、目２商工振興費、節19負担金補助及交付金の227万5,000円の減額につきましては、空き店舗活用事業補助金の事業費確定による減額でございます。

39ページをお願いいたします。

款６商工費、項２観光費、目１観光総務費、節３職員手当等の19万円の増額につきましては、３月に実施いたしましたＣ級グルメ、ウルトラＣ級グルメのイベント等の会場設営に係る超過勤務手当の不足分の増額をお願いするものでございます。節19負担金補助及交付金の190万円の減額につきましては、やる気観光地魅力アップ協働事業及びＮＨＫ学園によります那智勝浦町短歌俳句大会の分担金、それぞれ事業費の確定による減額であります。

次に、45ページをお願いします。

款10災害復旧費、項２農林水産施設災害復旧費、目１町単独農林水産施設災害復旧費、節13委託料、この497万4,000円の減額につきましては、林道狗子ノ川高津気線の災害復旧につきまして町単独での測量設計業務を予定しておりましたが、国庫補助による林道災害復旧事業に採択がなったため町単独事業費を減額するものであります。工事請負費マイナス204万4,000円につきましては町単独事業の事業費確定により減額するものでございます。

目２農地農業施設災害復旧費、節13委託料2,596万5,000円の減額につきましては事業費の確定により減額するものでございます。節15工事請負費につきましては事業費の確定により減額するものであります。減額となった主な理由につきましては、国、県等による災害復旧事業等との調整が必要な工事、農地６カ所、農業施設10カ所が未実施となったためでございます。

目３林道施設災害復旧費、節７賃金の163万7,000円の減額につきましては、不用額が出たため減額するものでございます。

以上、観光産業課の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項２県補助金、目９土木費補助金136万5,000円を増額させていただきました。内訳につきましては、節１社会資本整備総合交付金136万5,000円の増額でございます。説明欄記載の町営住宅建設事業819万円の６分の１の県費補助金の受け入れでございます。

27ページをお願いいたします。

款20諸収入、項４雑入、目１雑入、節１雑入のうち、説明欄記載の那智勝浦新宮道路事務費交付金1,386万5,000円を増額させていただきました。平成22年度、23年度で那智勝浦道路の用

地交渉で県へ出向した職員２名分の事務費の受け入れでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目９地籍調査費356万5,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節13委託料356万5,000円の減額でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託の額の確定によるものでございます。

続きまして、39ページをお願いします。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費329万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節13委託料329万円の減額でございます。説明欄記載の橋梁点検業務委託で59万円の減額は入札差額金でございます。町道等用地測量業務委託270万円の減額につきましては、発注がありませんでしたので、その分の減額でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

項２道路橋梁費、目２道路新設改良費650万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節13委託料250万円の減額でございます。説明欄記載の測量業務委託として新規事業箇所の測量の発注がありませんでしたので、その分の減額でございます。節15工事請負費400万円の減額でございます。説明欄記載の交通安全施設整備工事が災害工事優先のため発注できませんでしたので、その分の減額でございます。

続きまして、項３河川費、目１河川改良費359万5,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節19負担金補助及交付金359万5,000円の減額でございます。説明欄記載の県事業負担金の急傾斜事業の額の確定による減額でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

項６住宅費、目１住宅管理費210万3,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節11需用費19万7,000円、節12役務費28万9,000円、節15工事請負費161万7,000円、いずれも額の確定による減額でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項３公共土木施設災害復旧費、目１町単独土木施設災害復旧費1,712万9,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節７賃金15万4,000円の減額でございます。説明欄記載の作業員賃金の額の確定による減額でございます。節13委託料500万円の減額でございます。説明欄記載の測量設計業務委託の減額でございます。災害工事に対し用地の寄附に伴う測量を予定していましたが、用地の寄附の必要がありませんでしたので、その分の減額でございます。節15工事請負費1,197万5,000円の減額でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事の額の確定による減額でございます。

目２公共土木施設災害復旧費4,461万3,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節13委託料2,065万5,000円の減額でございます。説明欄記載の測量設計業務委託の額の確定による減額でございます。節15工事請負費2,395万8,000円の減額でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事の入札差額金による減額でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　消防関係について御説明させていただきます。

42ページをお願いします。

歳出でございます。

款８消防費、目１常備消防費、補正額で810万3,000円の減額をさせていただいています。これは節19負担金補助及交付金の支払い額の確定に伴い減額するものであります。うち説明欄記載の消防救急無線デジタル化に係る整備負担金額が減額となったものであります。

次に、目２非常備消防費、補正額で623万7,000円の減額をさせていただいております。これは節１報酬、支払い額の確定に伴い減額するものであります。うち節１の報酬の説明欄記載の報酬については消防団員の人員減によるもので、演習等出動手当189万2,000円の減額につきましては、この手当の中に定期演習訓練や大雨洪水警戒、行方不明者の捜索活動等が含まれており、それぞれの出動案件や出動人員が見込みを下回ったことに伴い減額するものであります。その下の火災出動手当169万2,000円の減額につきましては、平成24年度火災は９件、うち消防団員が出動した火災は３件でありました。その出動人員は97名でありまして、当初520名を見込んでおり、これを大きく下回ったため減額するものであります。次に節５災害補償費の減額につきましては、支払い額の確定に伴い減額するものであります。なお、該当者がなく、全額減額するものであります。

款８消防費、目３消防施設費、補正額235万3,000円の減額につきましては、支払い額の確定に伴い減額するものであります。

消防の関係は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　教育関係の補正予算を御説明申し上げます。

まず、21ページになります。

歳入のほうでございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目６教育費国庫補助金、補正額減額の1,245万1,000円になっております。これは説明欄に記載のとおりでございますが、那智中学校の改修事業の事業費確定による国庫補助の減額であります。

続きまして、歳出のほうです。

43ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費につきましては財源内訳の変更によるものであります。

項２小学校費、目１学校管理費、補正額減額の454万8,000円。節区分７から15のとおりであります。節区分７賃金、減額137万2,000円、説明欄記載の教員臨時雇賃金の減額、これにつきましては各学校に小学校のほうで９名ほど支援員を配置しております。支援員は時間給で計算しております。その時間給の確定による減額をお願いするものであります。節区分15工事請負

費、減額の168万7,000円、校舎等修理、これにつきまして下里小学校の漏水の工事をお願いしておりましたが、入札差額による減額をここでお願いするものであります。

次のページをお願いいたします。

項３中学校費、目１学校管理費、補正額減額の125万1,000円。節区分７賃金、説明欄記載のとおり教員臨時雇賃金でございます。これにつきましても各中学校に４名支援員を配置しておりますが、この時間給、時間の減少による確定によりましての減額補正であります。

目２教育振興費、減額補正額292万4,000円。節区分19負担金補助及交付金で170万7,000円、中学校体育連盟大会参加補助、これも事業費確定による減額であります。節区分20扶助費、減額121万7,000円、就学援助費、これにつきましても額が確定しましたので不用額として減額補正をお願いするものであります。

目３那智中学校校舎大規模改修事業費、減額補正7,893万1,000円。節区分13委託費453万1,000円の減額、これは設計監理業務に関する委託費の減額であります。節区分15工事請負費、減額7,440万円、これは那智中学校の校舎の事業費総額ではございませんが、25年度と24年に分けておりまして、そしてまた24年度につきましては前払い金として5,000万円出して、それ以外の部分の減額をここにお願いするものであります。

次、項６保健体育費、目１保健体育総務費、減額補正188万6,000円。節区分４の共済費から７の賃金、これは国体準備室関係でございますけども、国体準備室臨時雇い、職員を雇いたかったのでありますが、職員努力いたしまして臨時職員を雇わずに去年一年乗り切ったので、全額ここで減額補正をお願いするものであります。

以上が教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　議会事務局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）　議会費について御説明させていただきます。

30ページをお願いします。

目１議会費、節１報酬126万円、節３職員手当等35万6,000円につきましては、議員１名分の欠員によります報酬６カ月分と期末手当冬季の減額でございます。節９旅費につきましては、特別旅費93万1,000円につきましては視察費用のうち議員欠員による未執行分及び大型バス等を使用し経費の節減に努めた減額でございます。節13委託料、会議録作成業務委託56万2,000円の減額でございますが、会議開催の回数、会議時間ともに当初の見込みより減少したためでございます。

議会費につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　それでは、１点だけお伺いしたいと思います。

42ページの津波避難困難地区対策工事、湊地区の避難路ということで未執行になったということで減額、153万円の減額になっておりますけどね、このことについては私もこの予算が計上されたとき、質問したと思うんですよ。これはなかなかこのぐらいの額であそこの避難路を

整備できるかなという、そういう思いで質問させてもらったわけですが、この減額になった理由をひとつお示し願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

工事請負費、津波避難困難地区対策工事153万円の減額でございます。

これにつきましては、この事業としまして、もう一つ那智の浜ノ宮のところ、海水浴場のところのトンネルを出ましたところにかさ上げ工事を予定しておりました。こちらのほうで不用額として330万円出ております。

議員御指摘の湊地区の緊急避難路整備工事につきましては、事業費では120万円予定してございました。この予算につきましては、23年度、24年度、続けて予算を御承認いただいておりました。ただ、23年度につきましては台風12号の関係で工事ができなかった。24年度につきましても当町の方針としまして災害復旧に重点を置かさせていただいております。そういったことで、ここの湊地区の避難路につきましては手作業による工事が必要だということでなかなか業者の手配ができなく、いたし方なく24年度も未執行とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　あの箇所は県道沿いで、今のところ60センチぐらいの道がついてあるんですね、斜路みたいなんですよ。その避難路として整備するに当たっては、恐らく手すりも要ると思うんです。手すりをつけたら、またその60センチが、また40センチになってくというような、その幅が狭なりますね、道の幅が。だからこんなようなお金で、予算でもってできるんかなと。

というのは、下げたらですよ、あそこ擁壁がありますね、擁壁あるんですよ。その擁壁も下げなあかんということになったら、もう擁壁取らなあかんからね。そしたらなかなかこんなようなことでできるんかなという、そういう私は疑念も持ってるわけなんですけどね。ひとつもう、避難路ということですんでもう少し幅も広くしてですね、そういうことで未執行になったんかなあと、そういうふうに思うたんですよ。

まあまあその業者の関係でできなかったと、発注できなかったということですが、今後再度予算計上するに当たっては、そこらあたりをもうちょっと精査して安全な避難路にしていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　24年度につきましては、そういった事情で予算のほうを減額させていただきましたけれども、また25年度の補正予算のほうで要求させていただこうと考えております。

議員おっしゃられるところは、斜面はコンクリートで固めております。そこに当方としましては、手すりはつけさせていただきます。その舗装された部分より上部につきましては、一部畑の土地になるかと思いますけども、そこの部分につきましても道幅が狭く、そちらのほうに

つきましては手すりをつけましても１メーター余りぐらいの道幅がとれるような方法で考えさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　お伺いいたします。

木造住宅の耐震の関係でございます。

21ページ、25ページ、42ページとわたっておりますが、21ページでしたら消防費国庫補助金ですね、25は県のほうの消防費の補助金、42ページ、災害対策費の節19の部分ですが、それぞれ今回御説明によりますと申し込みがなかったという御説明だったかと思います。

この間、住民からの問い合わせや相談などがなかったのかどうかと、あったんでしたら、その内容についてどうだったのかという点をお尋ねいたします。

もう一点、お伺いいたします。

これは38ページの商工振興費、空き店舗活用事業補助金の減額のところでございますが、執行されておりますのが638万6,000円と。この執行された実績の状況と、こちらもお問い合わせ、住民の方からのお問い合わせなどがあったのかなかったのかという点についてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

議員御質問の耐震改修事業、耐震補強設計事業につきまして住民から問い合わせがなかったのかということですが、申しわけございません、私ちょっと把握してございません。

ただ、これにつきましては、その事前に耐震診断事業で補助を行っております。その耐震診断、24年度につきましては20件でございましたけども、その診断を受けた方で耐震指数が1.0以下、そういった方の住宅が対象となってございます。耐震診断を受けましたその結果を建築士会のほう、あるいは役場のほうから通知を出ささせていただいておりますけども、その通知を出すときに、耐震改修事業補助金あるいは耐震補強設計補助金、こういった制度がありますということで住民の方にはお知らせさせていただいておりますし、昨年も６月ですけども、回覧のほうでこういう補助制度がありますということで周知はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えさせていただきます。

ただいまの商工振興費の空き店舗活用事業補助金についてでございますが、この事業の執行金額は232万5,000円で事業採択は１件となっております。

事業募集におきましては２件の応募がありましたが、１件につきましては、事業の中身について観光産業課と打ち合わせする中で、こちらが求めております地元の産品あるいは地元の特

色のある飲食を提供するということができないということで、御本人から取り下げがありました。そのため２件の応募がありましたが、実施につきましては１件の実施となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　商工費の件、よくわかりました。

木造住宅の補強の関係でございますが、申し込みがなかった主な理由としてどういうものが考えられるか、もしわかればお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、申し込みがなかった理由、考えられますのは、まずは自己負担が発生する。これにつきましては、国の補助金で11.5％、県の補助金で３分の１というような補助金はつきますけども、やはり自己負担が発生する。とりあえず耐震診断は受けてみるけども、なかなか自己負担を出してまで補強しようかという、ちょっと意識の欠乏という言い方はおかしいですけども、なかなかそこまで踏み切れなかったというのが原因かと考えております。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　対象となる物件がどれぐらい町内にあるのか、もし把握しておられれば教えてください。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　件数的には、私ちょっと今把握しておりませんけども、昭和56年５月に建築基準法が改正されてございます。それ以前に建てられました住宅が全て対象になる。その中で耐震診断を受けまして耐震指数が1.0以下ということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　ちょっと細かい点ですけど、１点お尋ねします。

38ページの水産振興費の中の委託料の紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業委託の200万円余りの減額は、先ほどの課長の説明だと緊急雇用で人を募集したけど来なかったということなんですけど、今これだけ仕事がないときに来なかった、折り合いつかなかったというのはちょっと考えられんのやけども、よっぽど条件が、朝早いとか、仕事がきついとか、そうでもないと、ちょっと人が来ないというのは考えられないんですけど、何か事情があったのか、ちょっと教えてください。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

水産振興費の委託料215万7,000円、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業の委託費の減額につきましては、数度勝浦漁業協同組合のほうで募集を行い面接をいたしましたが、給料面、給料は16万円を提示しておりました。そして実施期間、昨年９月の補正でいただきましたものですので６カ月弱ということで、そういう条件がありましたので応募者との条件の合意を見ずに、実施す

ることができなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　それと、あとこれハローワークできちっと公募したものなのかということと、あと、この人が来なかったということで事業には支障はなかったのか、それで通ってしまったということなのか、逆にほかの職員のやりくりして何とかなったとか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

この事業、緊急雇用の補助金を使うものですのでハローワークを通じて募集をかけております。

そして、事業に対する支障でございますが、生まぐろのＰＲ事業につきましては、観光産業課の行っております魅力アップ事業、そして観光協会で行っております生まぐろの解体等行っております。それにプラスして漁業協同組合のほうの独自のＰＲの展開ということで、この委託料を計上させていただいておりますので、その他の事業について影響があったということはございません。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　45ページですか、目１の民生施設災害復旧費と農地農業施設災害復旧費なんですが、民生施設災害復旧費で国県支出金が1,300万円ですか、減ってて、一般財源が795万円ふえてるということですね。これは確定によって県支出金が減ってるんやと思うんですけど、何でこんなに一般財源がふえるんかというのと、その下の農地農業施設災害復旧の中で農地が６カ所ですか、施設が10カ所が未執行で国県支出金が減ってて、借り入れもこれ、要らないということやと思うんですけど、一般財源がふえてるというのは、この辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　お答えします。

この国県支出金ですけども、当初国の補助金だけで8,000万円ほど上げてたんですけども、一応全体工事費の80％で上げておりました。実質、国の補助金については災害の場合は80％でございますが、査定後につきましては、全体工事費の査定がありまして、その査定額に対して80％ということになっておりまして、それで金額が下がっております。実質災害の補助金は80％でしたが、今回特別に余計に９％を上乗せということで89％の補助金で来て6,921万8,000円になっております。当初8,000万円近く上げてたんですけども、それで確定ということで金額が下がっております。

このほか、井関保育所の関係では、建物災害共済で4,400万円ほどお金が入っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

農地農業用施設の災害復旧工事につきましては、農地の部分につきましては反当たりの補助金額というのが限度が決まっております。今度の災害におけます現場の場合、査定後実施設計を組んだ段階で、その限度額超えをする場所が多く出ております。その分、町負担、いわゆる一般財源の負担がふえたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第３号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。13時再開。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

11時28分　休憩

12時59分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　報告第４号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第７、報告第４号専決処分（平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　報告第４号専決処分（平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別

会計補正予算（第４号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年３月31日に専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第４号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,542万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,238万5,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入、款４国庫支出金から款12諸収入まで、歳入合計補正額は減額の1,542万4,000円でございます。

次の５ページの歳出ですが、款１総務費から款10諸支出金までの歳出合計の補正額は歳入と同額の1,542万4,000円の減額で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金の合計が2,563万8,000円の増、その他で1,479万3,000円、一般財源で2,626万9,000円、それぞれ減額となっております。

次に、６ページをお願いいたします。

２歳入、款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金、補正額1,687万3,000円につきましては、説明欄記載の２件の国庫負担金が確定いたしましたのでそれぞれ増減補正いたしております。

項２国庫補助金、目１財政調整交付金、補正額3,566万円につきましては、後期高齢者支援金と介護納付金に対しての交付金が増額されたことから普通調整交付金で3,503万円と、あと事業実施確定による特別調整交付金63万円を補正したものでございます。

次の目３高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額16万9,000円につきましても高齢者受給者証発行等、事務費に対して補助金の交付が確定いたしましたので補正をいたしております。

次の７ページの款５療養給付費交付金、補正額771万円につきましては、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付確定による減額でございます。

款７県支出金、項１県負担金、目１特定健康診査等負担金、補正額111万5,000円の減額につきましては、負担金の額確定に伴う減額です。

次の８ページの款７県支出金、項２県補助金、目１財政対策補助金、補正額50万6,000円の増額につきましては、老人医療費支給対象者及び重度心身障害児者医療費の公費負担実施による影響分に対する補助金が確定したものです。

目２の財政調整交付金は補正額2,645万5,000円で、普通調整交付金2,688万6,000円の減額につきましては歳出の療養給付費等の減額に伴うもの、また、特別調整交付金43万1,000円の増額につきましては特調対象実施事業に対する補助を確定したため、あわせて補正いたしております。

次の款８共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金、補正額1,142万3,000円、目２の保険財政共同安定化事業交付金、補正額減額の2,330万2,000円は、それぞれ歳出の共同事業費に対する国保連合会からの交付金確定により増減補正したものでございます。

９ページです。

款10繰入金、目１一般会計繰入金、節区分２その他一般会計繰入金、補正額2,626万9,000円の減額につきましては、国庫支出金等の他財源確保が増額したことや、歳出の療養給付費の伸びが鈍化したことで一般財源への負担が減少したことにより、その他一般会計繰入金を減額補正となったものです。

次の款12諸収入、項目雑入、補正額479万6,000円は説明欄記載のとおりでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１総務費、目１一般管理費は財源内訳の変更となっております。

同じく項２徴税費、目１賦課徴収費、補正額566万9,000円の減額につきましては、節区分７賃金から節区分13委託料までの歳出確定によって減額補正したものでございます。

次の11ページの款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費から目４退職被保険者等療養費につきましては、保険者負担分が確定しましたのでそれぞれ増減補正させていただいたものでございます。

12ページをお願いいたします。

項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、目２退職被保険者等高額療養費の２件についても、それぞれ費用に増減して補正をさせていただいたものでございます。

項３出産育児諸費、目１出産育児一時金、補正額81万9,000円の減額につきましては、出産件数に対する給付額確定による補正でございます。

次に、13ページの移送費、項５移送費、目１一般被保険者移送費につきましては、移送費給付件数確定による４万9,000円の増額補正でございます。

次に、款３後期高齢者支援金から款４前期高齢者納付金、そして次の14ページですが、款５老人保健拠出金、款６介護納付金につきましては、国庫負担金を初めとした特定財源変動による財源内訳の変更でございます。

款８保健事業費、目１特定健康診査等事業費、補正額784万4,000円の減額、そして次の項２保健事業費、目１保健事業費、補正額112万5,000円の減額につきましては、それぞれ事業費の精算により、説明欄記載の経費に不用額が生じましたので減額補正をいたしたものです。

16ページをお願いします。

款10諸支出金、目１償還金及還付加算金、補正額48万6,000円の減額につきましては、保険資格異動等による過誤納金の還付金確定による減額補正でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第４号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　報告第５号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第２号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第８、報告第５号専決処分（平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第２号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　御説明します。

報告第５号専決処分（平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第２号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

専決処分書、平成25年３月31日に専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いいたします。

平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第２号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億9,774万1,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入、款１後期高齢者医療保険料から款５繰越金までの歳入合計補正額は、減額の417万5,000円でございます。

５ページをお願いします。

歳出は款２後期高齢者医療広域連合納付金、款３諸支出金で、歳出合計補正額は歳入と同額の417万5,000円の減額で、財源内訳は全て一般財源の減でございます。

次に、６ページをお願いします。

２歳入、款１後期高齢者医療保険料、目１後期高齢者医療保険料、補正額は減額の400万7,000円で、節区分１現年度分特別徴収保険料は53万4,000円の減、節区分２現年度分普通徴収保険料は300万7,000円の減額となりました。所得情報に基づき広域連合において算定し確定したということでございます。節区分３滞納繰越分の補正額46万6,000円の減額につきましては、実績確定に基づき計上させていただいております。

次に、款３繰入金、目１一般会計繰入金、補正額は2,466万5,000円の減額で、節区分３療養給付費繰入金2,442万円の減額は、他会計財源、諸収入や繰越金の財源確保が確定したものによるもので、節区分４その他一般会計繰入金につきましては、事務費確定となったことから減額させていただいております。

７ページをお願いします。

款４諸収入、項３雑入、目１雑入、補正額1,792万6,000円は、広域連合の療養給付費の確定に伴う説明欄記載の過年度療養給付費負担金還付金1,784万9,000円と保険料還付金等７万7,000円を合わせまして追加補正したものでございます。

次の款５繰越金、目１繰越金、補正額657万1,000円につきましては前年度繰越金の予算化です。

８ページをお願いします。

歳出でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、補正額425万2,000円の減額につきましては、広域連合へ納付する保険料分の負担金等の確定により減額補正させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第５号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９　報告第６号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第９、報告第６号専決処分（平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君）　報告第６号について御説明します。

報告第６号専決処分（平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年３月31日専決処分をいたしております。

次のページ、１ページをお願いします。

平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億827万1,000円とするものでございます。

第２条、地方債の補正は、第２表地方債補正によりお願いしております。

５ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入で款４繰入金、款７町債、歳入合計は補正前の額３億1,107万1,000円、補正額減額の280万円、計３億827万1,000円となるものでございます。

６ページをお願いします。

歳出です。款２工事費、款３災害復旧費まで、歳出合計、補正額、計は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は地方債で140万円の減、一般財源で140万円の減となっております。

７ページをお願いします。

歳入です。

款４繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、補正前の額1,805万2,000円より補正額140万円を減額し、計1,665万2,000円とするものでございます。

款７町債、項１町債、目１簡易水道事業債、補正前の額1,190万円より補正額140万円を減額し、1,050万円とするものでございます。減額理由といたしましては、配水管布設の事業費精査により起債対象事業費が減額したことによるものでございます。

８ページをお願いします。

歳出です。

款２工事費、項１施設整備事業費、目１配水管布設工事費につきましては、説明欄記載どおりの財源内訳の変更でございます。

款３災害復旧費、項１簡易水道施設災害復旧費、目１簡易水道施設災害復旧費、補正前の額１億2,978万円より補正額280万円を減額し、計１億2,698万円とするもので、理由といたしましては、災害復旧工事の入札差額により減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第６号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　報告第７号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第10、報告第７号専決処分（平成24年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第７号について御説明申し上げます。

報告第７号専決処分（平成24年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成25年３月31日、専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成24年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第１号）。

第１条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款１繰入金から款３諸収入まで、歳入合計で変更はありませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

歳出でございますが、補正はございません。

４ページをお願いします。

歳入でございます。

款１繰入金、目１一般会計繰入金、補正額86万3,000円の減につきましては、貸付金収入の歳入増のため一般会計から繰入金を減額するものでございます。

款２繰越金、節１繰越金、補正額５万7,000円につきましては、事業実績に伴い前年度繰越金を計上するものでございます。

款３諸収入、項１貸付金元利収入、目１住宅宅地資金貸付金元利収入、補正額80万6,000円の増につきましては、説明欄記載の現年度分貸付金元利収入７万8,000円の増と滞納分72万8,000円の増を合わせた歳入増に伴う増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第７号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１　報告第８号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第11、報告第８号専決処分（平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　報告第８号について御説明申し上げます。

報告第８号専決処分（平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第４号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

平成25年３月31日、専決処分をいたしております。

次の１ページをお願いします。

平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第４号）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,596万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,964万3,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款１介護保険料から款９諸収入まで、歳入合計で補正前の額17億8,560万5,000円、補正額減額の2,596万2,000円でございまして、計17億5,964万3,000円でございます。

４ページをお願いします。

歳出でございます。

款２保険給付費から款３地域支援事業費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

７ページをお願いします。

歳入でございます。

款１介護保険料、目１第１号被保険者保険料、補正額減3,035万3,000円につきましては、節１現年度分特別徴収保険料の減3,850万9,000円、節２現年度分普通徴収保険料の増961万8,000円、節３滞納繰越分146万2,000円の減のトータル実績見込みによる減となっています。この主な原因は、所得段階層の逓減並びに団塊世代新規加入による普通徴収増によるものと分析しております。

款２使用料及手数料、項１手数料、節１介護予防計画作成手数料、補正額81万円の増につきましては、事業実績見込みによる増額でございます。

８ページをお願いします。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金430万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護・予防給付費負担金の給付費実績見込みによるものでございます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金、節１調整交付金377万9,000円の増につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため第１号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、給付費実績見込みによるものでございます。

目２地域支援事業交付金、補正額247万円の減につきましては、節１地域支援事業介護予防交付金並びに節２地域支援事業包括的支援事業等交付金に係る実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

９ページをお願いします。

款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金、補正額減額の173万9,000円につきましては、

説明欄記載の社会保険支払基金交付金で給付費実績見込みにより減額するものでございます。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金減額の171万2,000円につきましては、国の負担金に連動した保険給付費の実績見込みによるものでございます。

10ページをお願いします。

項２県補助金、目１地域支援事業交付金、補正額123万5,000円減につきましては、国費に連動した実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

款６財産収入、項１財産運用収入、目１利子及配当金、補正額減３万3,000円につきましては、介護給付費準備基金利子の実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。

款７繰入金、目１一般会計繰入金、補正額51万1,000円の減額につきましては、節１介護給付費繰入金453万8,000円の減、これは介護予防給付費などの町の負担分12.5％分で、給付費実績見込みによる減額でございます。節２その他一般会計繰入金402万7,000円増額につきましては、職員給料、事務費などの町の負担分で事業の実績により増額をお願いするものでございます。

項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金、補正額増額1,179万9,000円につきましては、給付実績見込みにより介護給付費準備基金を取り崩しするものでございます。

款９諸収入、目２雑入、補正額増１万1,000円につきましては、生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護審査判定費用でございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては財源内訳の変更でございます。

款２保険給付費、目１居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、減額1,109万9,000円につきましては、居宅介護サービス給付費の説明欄記載の給付実績見込みによる減額でございます。

目２施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金981万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の給付実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

13ページをお願いします。

款３地域支援事業費、目１介護予防事業費、節13委託料、補正額119万8,000円の減につきましては、地域介護予防活動支援事業委託に係る実績見込みによる減額でございます。

目１包括的支援等事業費、節19負担金補助及交付金、補正額384万6,000円の減につきましては、地域包括支援センター事業に係る町社会福祉協議会補助金の実績見込みによる減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第８号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１２　報告第９号　専決処分（平成２４年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君）　日程第12、報告第９号専決処分（平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　報告第９号について御説明申し上げます。

専決処分（平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号））した事件の承認について。

次ページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成25年３月31日に専決処分をいたしております。

１ページをお願いいたします。

平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第３号）。

第１条、平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第３号）は次の定めるところによる。

第２条、予算第４条中4,248万1,000円を3,552万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第１款資本的収入、既決予定額１億9,880万円から補正予定額1,312万4,000円を減額し、１億8,567万6,000円とするものです。

内訳につきましては、第１項企業債、既決予定額1,250万円から補正予定額320万円を減額し、計930万円とするものでございます。

第２項負担金、既決予定額4,277万5,000円から補正予定額657万8,000円を減額し、3,619万

7,000円とするものです。

第３項出資金、既決予定額1,250万円から補正予定額320万円を減額し、計930万円とするものでございます。

第４項補助金、既決予定額１億3,102万5,000円から補正予定額14万6,000円を減額し、計１億3,087万9,000円とするものです。

支出につきましては、第１款資本的支出、既決予定額２億4,128万1,000円から補正予定額2,008万4,000円を減額し、２億2,119万7,000円とするものでございます。

内訳でございますが、第１項建設改良費、既決予定額２億1,332万5,000円から補正予定額1,948万4,000円を減額し、１億9,384万1,000円とするものです。

第３項看護師貸付金、既決予定額120万円から補正予定額60万円を減額し、計60万円とするものです。

第３条、予算第６条に定めた企業債の限度額を1,250万円から930万円に改めるものです。

平成25年３月31日、町長名です。

２ページをお願いいたします。

内容につきましては、前項の説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

３ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

資本的収入及び支出でございますが、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債、補正予定額320万円の減額は事業費確定に係る減額でございます。

款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金、補正予定額657万8,000円の減額につきましては、建設改良事業費の確定、企業債に係る負担金の減額でございます。

款１資本的収入、項３出資金、目１他会計出資金、補正予定額320万円の減額は事業費確定に伴う起債対象事業費に係る減額でございます。

款１資本的収入、項４補助金、目１県補助金14万6,000円の減額は、地域医療再生計画事業費補助金の衛星電話整備事業の確定による減額でございます。

４ページをお願いいたします。

支出でございますが、款１資本的支出、項１建設改良費、目１建設改良費、既決予定額２億1,000万円から補正予定額1,948万4,000円を減額し、１億9,051万6,000円とするものです。内訳でございますが、節１工事請負費1,000万円を減額するものでございます。その要因といたしましては、平成24年度は大規模な病院施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額でございます。節２備品費948万4,000円を減額するものです。説明欄に記載してございますが、説明欄記載のとおり、電子カルテシステムの事業費確定分による減額675万4,000円、衛星電話整備事業の29万2,000円の減額、各種医療機器の導入に係る確定分243万8,000円の減額でございます。医療機器の整備につきましては、でき得る限り整備し使用してございますが、保守部品等の供給期間が過ぎ、入手が困難なものにつきましては順次買いかえを進めてございます。

なお、新病院建設事業費に係る補正はございません。

既決予定額合計２億1,332万5,000円から補正予定額1,948万4,000円を減額し、計１億9,384万1,000円とするものでございます。

款１資本的支出、項３看護師貸付金、目１看護師貸付金、既決予定額120万円から補正予定額60万円を減額し、計60万円とするものでございます。就学資金貸与の希望予定者が２名おりましたが、希望者が現実的には１名でございましたので１名分を減額させていただくものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第９号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３　報告第１０号　平成２４年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本隆夫君）　日程第13、報告第10号平成24年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　報告第10号平成24年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、24年度予算に計上している事業のうち、25年度に繰越明許をさせていただきました事業に係るもので、款項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載し

ております。

款３民生費の南紀園分担金から款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで、合計金額24億5,445万4,000円。うち翌年度繰越額は13億9,356万3,000円で、財源内訳は未収入特定財源のうち国県支出金６億262万6,000円、地方債６億7,140万円及びその他614万9,000円と一般財源１億1,338万8,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１４　報告第１１号　平成２４年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（森本隆夫君）　日程第14、報告第11号平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君）　報告第11号平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

次のページをお願いします。

平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款１資本的支出、項１建設改良費、事業名井関地区配水管本復旧事業、予算計上額合計1,744万2,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。財源は企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金となっております。これにつきましては、一昨年の災害本復旧に係るものでございます。

地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　議案第４８号　紀南環境広域施設組合の設置について

○議長（森本隆夫君）　日程第15、議案第48号紀南環境広域施設組合の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　議案第48号紀南環境広域施設組合の設置についての規約の御説明を申し上げます。

〔議案第48号朗読〕

次のページをお願いいたします。

組合規約です。

この規約の制定につきましては、現在の事業主体である財団法人紀南環境整備公社、平成17年に環境大臣から廃棄物処理センターの指定を受けておりまして、さらに今後国の支援を受けるためには平成20年12月施行の公益法人改革に伴う組織改革が必要となっております。広域廃棄物最終処分場整備事業に取り組んできた経緯を踏まえ、今後も引き続き本事業を円滑かつ効率的に事業を引き継ぐ新たな事業主体として地方自治法に基づく一部事務組合を設立することとなるものです。

組合規約の第２条ですが、組合の構成団体であります田辺市、新宮市以下８町が記載されております。

第５条です。第５条には議会の組織及び議員の選挙の方法として、議員の定数が26人、設置市である田辺市が８人、ほかみなべ町から串本町まで各２人と記載されております。

次のページをお願いいたします。

上段の第３章、組合の執行機関についてでございます。

執行機関の組織及び選任の方法、第８条第２項に「管理者は田辺市長、副管理者は管理者以外の市町の長をもって充てる」と記載されております。

中ほど中段、第４章といたしまして、組合の経費についての記載をしております。

第10条第２項には「前項の関係市町の負担金の割合は条例で定める」と記載されておりまして、各関係市町で現在組合規約の議決をお願い申し上げておりまして、議決がなされた後、移行した一組におきまして、組合議会の条例においてそれぞれの市町の負担割合が決められることとなります。

最後に、この規約は県の認可のもと、予定では平成25年８月１日から施行すると規約に記載しております。

組合規約の御説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

７番田中君。

○７番（田中幸子君）　田辺から串本までの人数が置かれているわけですけども、この田辺市が８人で、あとが２人ずつなんですけど、田辺市はどうして８人も、人数が８人なんですか、そこら教えてください。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　24年度に入るころから、この一部事務組合の準備会というのが各市町、現在の構成団体の市町で話し合われて進められていた経過として、設置市町の田辺市が８名、それ以外の各町は各２名ということで一定の合意がなされたもと、この規約をおつくりいただいたと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　人数の田辺市の８人という人数が多い部分では、いろんな意見が出たときにまとまってしまうというんですか、他にも２人ずつということはあるんですけども、そこらちょっとどうなのかなというふうに思って、８人も私的には多いと。そこらは深く言うというのは、組合の経過の関係でそうなったということを言われてたので、その人数の配置のとこがちょっと納得いかないかなというふうに思いましたので、もっと深い、済いません、このことについては町長、わかりますか。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　現在これからそれぞれの市町で議決をいただく案ということでこの人数構成が組み立てられておりますので、非常に設置市として田辺市が８というウエートが多いか少ないかにつきましては、そのとき議論していただいてるものと思いますので、何とか御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　これに参加されてるんでしょうか、済いません、最後に町長。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えいたします。

この人数についても議論したんですけれども、類似組合の人数構成がこういうのが主流であるのがあったので、それを参考にしたということでございます。そのときに私も人数的に多いんじゃないかというようなことは言ったんですけれども、ほかの団体も全国的なあれ見たらそういうふうな形になっておりましたので、そういうことをこちらも了解した次第でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　私もその８人ということについては、やっぱし事の性格上、こんなもんかなあとは思うんですけどね、だけど今までの一部事務組合の構成しておるのは、うちは入っておるのはそこの新宮市の公設の一部事務組合、市場の。そしてあそこの南紀園の関係の一部事務組合に入っておりまして、新宮市は以前から負担金も多いんやと、公設についてはやっぱり設置市ということで人数をもうちょっと議会の議員の人数をふやしてくれというような主張がなされてあるんですね。だけど、組合としてはそれを認めてこなかったという、そういう経緯

もありますんで、どうですかね、この紀南の整備公社の関係で８人ということになれば、新宮市も今まで以上にその主張をしてくると思うんですよね、町長。そういうことも考えて今後そのことの対処についてもよく考えていただきたいと思いますわ。

ここは８人で、向こうもそういう同じ理由でふやせと言うてますんでね、今までずっと。そのこともひとつ頭に置いてこれから一部事務組合の議会があって、このことを持ち出して新宮市はまた主張するかもわかりませんので、そこらあたりもひとつ考えていただきたいと思います。まあ町長の考えをひとつお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　人数的にはこれで、私が人数的なことでちょっと言いますと、事務局のほうからいろいろ説明に来たときには先ほど言うたように類似団体とかいろいろな構成方法というところで説明を受けまして、それで同意したということで、新宮市も一応これで同意するかどうかは、私わかりませんけれども、そのような形で今後進めていきたいなあと思います。

今後も新宮の主張がどう出るか知りませんけれども、基本路線はこの形で私は進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　このことについては、厚生常任委員会にも以前提案があって、厚生常任委員会でも異論はなかったわけなんですけど、私はその一部事務組合というのは小さい自治体であったって、そこの構成団体は、議員数ですよ、議員数は皆１人とか２人とかというので、ずっと同じ発言権、議決権も同じということで進んでいくのか、進んでおるのかなあという、そういう認識を持っておったんでね。

ここの場合は事の、まあまあ皆さん、那智勝浦町にも候補地が下里のほうであるよとかなんとかという中で反対運動も起こったという、そういう経緯もありますんで、事が事だけに、やっぱりそこの設置市の議員を、設置市に多く議員を配分するということで納得してもうたんかなあと。どこでも嫌ですわね、迷惑施設やから。産業廃棄物の処分場なんか持ってきてほしいとこはないと思うんですよ、それをあえて田辺市が、まあ大きな市だということもあって受け入れたと。説得もしたんでしょうけどね、政治力もあったんでしょうね、市長の。

そういうことで、私はこのことについては何も異存はないんですけどね、異存はないんですけど、今後これを発端にして一部事務組合、恐らくクリーンセンターもそういうことになると思うんです。設置町やから私とこへ多く議員を配分せえという話にもなってくるかと思うんですね。そういうことが正しいんかどうかも含めて、ひとつよく考えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　広域過ぎるんで、構成団体からすると設置の市はある程度の人数がなければ対抗できないというのもあろうかと思うんですけれども、そういう面では今後議員の言うことを参考にしながら議論を重ねていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１６　議案第４９号　那智勝浦町子ども・子育て会議条例

○議長（森本隆夫君）　日程第16、議案第49号那智勝浦町子ども・子育て会議条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第49号について御説明申し上げます。

〔議案第49号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町子ども・子育て会議条例。

本条例の設置目的でございますが、昨年の子ども・子育て関連３法の自公民３党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進するという趣旨により、子ども・子育て支援法の成立に伴い法第77条の規定により市町村等における合議制の機関を置くよう努めることになっていることから、今回条例制定により子ども・子育て会議を設置し、保育施設等の利用定義の設定や市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務等、市町村における子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況を調査、審議することとされております。

附則、この条例は平成25年７月１日から施行するというものでございます。

将来を担う子育て家庭等を支援することを御理解いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１７　議案第５０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第17、議案第50号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第50号について御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

次のページをお願いします。

本条例の改正につきましては、議案第49号で御説明いたしました那智勝浦町子ども・子育て会議条例設置に伴い、別表第１の保健対策推進協議会委員の項の次に「子ども・子育て会議委員」を加えるというものでございます。

附則、この条例は平成25年７月１日から施行するというものでございます。どうぞ御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１８　議案第５１号　那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第18、議案第51号那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第51号那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例。

第１条、この条例は平成25年７月１日から平成26年３月31日までの間（以下、特例期間という）において職員の給料その他の給与等を減ずる措置を講ずるため、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）等の特例を定めるものとすると、この条例の趣旨をうたっております。

第２条では、医師を除く一般職の職員の給料について減額措置を規定してございます。

第３条では、町長及び副町長に係る給料についての減額措置、第４条では、教育長に係る給料についての減額措置を規定してございます。

第５条では、算定の途中で生じる端数の処理方法について規定してございます。

附則としまして、この条例は平成25年７月１日から施行する。

減額期間は平成25年７月１日から平成26年３月31日までとしてございます。

この条例制定の背景としまして、国家公務員においては厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性を鑑み、昨年の４月から給与の減額措置を行っております。国家公務員の給料の引き下げにより国との給与比較の指数であるラスパイレス指数が総体的に高くなってしまい、当町におきましては100を超えております。従来地方公務員の給与決定に当たりましては、国家公務員の給与との比較が一つの目安となっており、今回の減額については国からの要請を受けてラスパイレス指数が100に近づくように特例措置を設けるものでございます。

当町の場合でも災害復旧に要する費用が膨大となっており、防災・減災事業を進めていくた

めにラスパイレス指数が100を超える分に相当する額を職員の給与から減額する条例を制定するものでございます。

一般職の職員につきましては、職務の級に応じて給料月額の４％から６％、平均で4.97％を減額するものとしてございます。この減額によりまして平均で１人当たり月１万5,272円、町全体では来年３月までの９カ月分で約4,180万円の減額となります。

町長の給料につきましては、現在特例により30％減額、副町長及び教育長の給料につきましても特例により20％減額して支給してございます。この条例の制定により管理職員に適用される減額率６％を乗じて得た額をさらに減じることとしてございます。

なお、職員に係る期末勤勉手当、町長、副町長、教育長に係る期末手当の算定の基礎となる給料月額につきましては、減額前の月額を用いるものとしてございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２点ほどお尋ねします。

この地方公務員の給与の削減については、余り一般の国民には話題になってないというか、むしろ歓迎するべきということなんですけど、地方公共団体にとっては、かなり議論になってると。中にはもう、反発するところもあれば、少数ですけど、議会で否決されたところもあったということなんですね。これはどうしてかというたら、やはり地方公共団体の給与っていうのは、国に強制されて減額したり増額したりするもんじゃなくて独自で決めるべきものなんで、国の今回の要望が若干、まあ理由は理由で災害復興ということがありますけども、ちょっと乱暴ではないかというような意見もあり、本県の仁坂知事も、国の言うことはわかるけど、少々国のやり方はちょっときついのではないかというようなコメントも発表してたり、美浜町というところですか、町が受け入れないと、これは本当に少ない例なんですけども、あるわけなんで、うちの町としては今回この決定に当たって町長は全くちゅうちょなくこれを受け入れたのか、それは苦渋の決断と、やむを得ないということで受け入れられたのか、その辺の所感というんですかね、職員の士気にもかかわりますんで、ちょっと何かお聞きできたらと思います。

それと、今回この削減によって総額どれぐらいな額になるのかとか、１人当たりこう、何かわかりやすい、先ほどの100分の幾つかというのだとちょっとわかりにくいんで、ちょっとわかりやすい数字がもし出れば教えていただけたら参考になると思うんで、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、今回の削減措置に関しまして、国からの強制されたものじゃないかというような旨の御質問だったかと思います。

先ほど説明の中でも多少触れさせていただきましたけども、私たち地方公務員の給与の算定

ですか、給与を決めるに当たりまして従来から人事院勧告、あるいは近年におきましては和歌山県の人事委員会の勧告、そういったものをもとにして決定させていただいております。その中で、やはり比較の上ではラスパイレス指数、これが100が一つの基準となってございます。

今回国の昨年度の減額措置によりまして、本来の計算でいきますと98.2というラスパイレス指数が出てございます。国のほうが平均で7.8％の削減されたということで、相対的に地方公務員の給与が、これは那智勝浦町ですけども、106.1という指数にはね返ってございます。今回につきましては、従来ラスパイレス指数を100という一つの基準を持って給料決定しておりましたので、今回の減額につきましては従前と同じように100に近づいた数字、そういう形で減額をさせていただいております。

それと、今回の減額措置、一般職におきますと４％から６％の削減ということですけども、１人当たり平均、これは町全体、まあ特別職は除いてございますけども、１人平均で１万5,272円、対象の職員数としましては304名でございます。それを年間９カ月に置きかえますと、約4,180万円になろうかと思います。ちなみに、給料の幅がかなりございます。役場の職員でも職務の級が１級の者から６級の者までございます。参考までに、最低の者でいきますと月額では5,604円、最高の者になりますと月額で２万5,356円、これだけの減額措置となってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

今回この問題が出てから地方六団体は分権の中で地方は権限の中では地方の権限のうちということを言ってましたけれども、私としては、私の分でいうと約３万円ぐらいになろうかと思うんです。副町長、教育長については２万5,000円ぐらいになろうかと思うんですけれども、要は、組合とも話ししながらですね、私は町民のサービスの低下を招くという方向を重視しまして、それをやっぱり職員の間である程度御理解をいただいてですね、まだ組合とは妥結していませんけれども、議会で議案を提案して、議会での判断を仰ぎたいということで最後終わりましたけれども、あくまでも町民本位に考えた場合、これもいたし方ないという苦渋の選択をさせていただきました。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

12番引地君。

○１２番（引地稔治君）　済いません、１点だけお聞きします。

これは国のほうで地方に配分されるお金3,900億円ですか、その金額を地方から協力をいただくというようなことで始まったと思うんですが、これはうちでこれによって4,180万円ですね。で、国からその要望してきたあるというか、求めてきてある金額との差額とか、そういうのはどうなのか。大体これぐらいの金額を地方交付税の中から減らされるのか、そんなんはわかりますか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

国から削減されてるような額ということですけども、試算におきまして那智勝浦町では地方交付税が約4,400万円減るという試算が出ております。

今回の削減額につきましては、約4,180万円ということで金額的にはよく似た数字は出ておりますけども、今回の減額措置に当たりましては地方交付税がこれだけ減らされたからそれに見合う分を減らすという、そういう考えでは減額措置をしてございません。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

７番田中君。

○７番（田中幸子君）　このことについて１つお聞きしたいと思います。

苦渋の思いでということで町長言われたんですけども、職員の方たちの今の状況でまだ妥結してないというところですけども、そういう中での意見というんですか、そういうことはどういうところが話されているのかということと、それからあと、このことについて国からのことですので、これをはねつけるとすればペナルティーというのはあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

職員とどういう話をされているかということでございますけども、確かに職員組合のほうとは数度となくこの減額措置について交渉をさせていただいております。その中で、総務課長の段階での交渉、あるいは町長を含めての交渉、させていただきました。

当局側の提案としましては、実際はもう少し高い金額、削減率を見込んでおりました。これにつきましては多少計算誤りが途中であったということがわかりまして、現在の４から６％の削減ということで提案させていただいております。それに対しまして、職員組合のほうとしましては、もう少し低い額、職員組合のほうとしましては地方交付税が4,400万円減額される、それに対して元気づくり交付金というのが別に交付される、その差額分だけでいいんじゃないかという提案でございました。そういう形で当局の申し出と職員組合の申し出がずっと平行線をたどっており、今日に至っております。

この実施時期につきましては７月１日ということでございますので、まずこの定例議会で提案して審議していただくことが必要であるということで、職員組合との妥結は見ておりませんけども、もう当局の案で議会のほうに提案させていただいております。

それともう一つ、国からのペナルティーがあるのかどうかという質問でございますけども、これに関しては特段私たちのほうではペナルティーを科すとか、そういう話は一切聞いてございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　やはり削減というのは、給与の、日々生活にも大変な状況だと思います。それで、こうやって次々と減額減額ということになれば、やはり職員も生活が大変な状況にな

ってくると思います。さらには、地域にとっても職員の方の地域にとっての経済というのも悪くなるような状況になるのではないかというふうに思いますので、できればこういうような、まあ国からの削減ということに対してはできるだけ検討していただける方向へお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　今回の削減措置で日々の生活に支障を来すということでございます。確かに役場の職員の中でも子供さんが生まれて育児、あるいは大学等に通う教育費、家を建てた住宅ローン等々の予定を組んでいる方も多々ございます。確かにそういった方につきましては、過分というんでしょうか、そういう方に苦労をかけることになると思います。確かに職員の給料削減するということには心苦しいものが十分ございます。

地域経済も悪くなるということですけども、確かに職員の給料、先ほど申しましたけども、１人平均１万5,000円余り削減されたら、実際には防衛本能も働きましてそれ以上の支出が抑えられる、そういうことも考えられるかと思いますけども、この今回の削減によりまして浮きました財源をそのまま貯金するというわけでもなく、町として全体的に使わせていただきたいと思いますので、その点で御了解願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　少し私の意見も言わさせていただきたいと思います。

総務課長、4,180万円、この職員の給料あるいは職員の給料の減額で4,180万円のお金が浮いてくるという話なんですけどね、それを住民サービスに回すと、町長はそういうふうな話なんですけど、本音でひとつ語ってもらいたいと。

これ交付税一律減額されるんでしょう、それを見越して。職員の給料を下げるということを見越して国が交付税を減額してくるんでしょう。その4,400万円を減額してくるんで、もうそれに対処するためには、やはり職員の給料の減額もやむなしということで、今度提案するんですね。職員に対して減額をお願いすると。まあ本音でいきましょう、本音で。

国が、うちの復興予算が足りんからするんと違うんでしょう。東北大震災の復興予算、復旧復興予算に国がですよ、国家公務員の給料７％かなんか削減するんですね。それを復興予算に充てると。ほて、それに見合うた分を地方にも交付税でもって減額してもらうと、そういう話だったと思うんですね。本音で話していただきたいと思いますわ。ただ、うちの復旧復興予算が足りんからそれへ回すという話ではないと思うんですよ。それだったら初めからそういう話、なかったらおかしいですね。

それでですね、ラスパイレス指数の話もされておりますが、あのラスパイレス指数というのはおかしなもんでね、ラスパイレス指数は国家公務員に対する100とか98と言っておりますが、国家公務員平均年齢によって大分違ってきますね、ラスパイレス指数というのは。新宮市とうちのラスパイレス指数は違いますけどね、だけど、新宮市の職員の平均年齢とうちの職員の平均年齢と違うからね。そら１年たった、２年たった、次の年はどうなる、次の次の年はどうなるということになれば、ラスパイレス指数はうちのほうが新宮よりかは上がるということ

もあり得るんですよね。だから、ここは絶対の指数と違うんですよ。そこらあたりも踏まえていただきたいと思います。

また、町長にお聞きしますけど、町長の任期は、あれ１月ですかね、これが３月31日ですね、そしたら任期までと、今の49万円ですかね、町長、70万円の３割減やから。その任期まで、任期終わったら67万円ですか、６万だったですか。ちょっと減額されたですね。あれが本則になるんですね、あれから６％引くという、そういう認識でよろしいでしょうね。まあそこらあたりひとつお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、今回の減額措置につきましては、国のほうから交付税が減らされる、そういったことから始まったんじゃないかということでございますが、先ほどの私のほうの説明もさせていただいたと思いますけども、今まで町の給料決定する上でラスパイレス指数100、まあ必ずその金額にはなってございませんけども、100に近づけるということで給料決定させていただいております。

そういったことで、今回一時的とはいえ、ラスパイレス指数が100を超えることになりましたので、100に近づけるということを第１目的に減額措置をさせていただいております。

先ほどのラスパイレス指数の計算方法ですけど、これは具体的に言うとかなり難しい計算になっております。経験年数を細かく５年刻みぐらいに分けまして、それぞれに属する平均給料と平均職員数、そういったものを加味して計算してございます。確かにその段階区分、５年の段階区分が１歳超えることによって１つ上のランクへ行く、そういうことになれば、ラスパイレス指数は下がる傾向にありますし、逆に５年刻みの経験年数の上のほうにおる者が多ければ、ラスパイレス指数は高くなる、こういった傾向がございます。これはもう数値計算する上でどうしてもいたし方がないことで、同じ給料でありながら１年後にはラスパイレス指数が逆転する、そういうことは十分考えられますけども、通して100に近づけるということで今まで来てございます。

で、特別職の町長の任期が来年１月で迎えます。その後、どうされるのかということでございますけども、現在提案させていただいております条例では、特例期間中、現任期中につきましては現任期に支給している月額の６％減、任期満了後――来年の１月以降になりますけども――につきましては、給料月額はもとへ戻るようになってございますので、そのもとへ戻った額を基準に６％削減という形で予定させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　ラスパイレス指数と町長の任期に関連する町長の報酬での削減についてはよくわかりましたけどね、私もそういうふうに思っておったんです。

限りなく100％、ラスパイレス指数に近づけてるために、その交付税の減額を関係なしに、この職員の給料を削減したということではないということですが、そこが重要なとこでね、交

付税がこれから、参議院選挙が終わると来年からは交付税を削減していくんやと、そういう今の現政権は財政の健全化のために交付税に手をつけるという話も聞こえてきますね。そういうことで、交付税が下がったら給料も下げたるというような、そういう感じだと、もう下がり続けていくんですよ、給料がね。

だから、ここらあたりをそのラスパイレス指数をこれからも基準にして職員の給与を考えていくということであれば結構なんですけどね、交付税が下がったから下げていくんやというのは、町長も先ほど言われたように、住民サービスが低下するから職員の給料も下げざるを得ないんやという、そういう姿勢であれば、永遠に下がっていくんですね、田中さんが言われるように。そういうことのないように、今言われたように、ラスパイレス指数をある程度の参考にして職員の給料を考えていくということを、これからもそういう姿勢を保ち続けるんでしょうかね、町長、どうですか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　それは収入と支出のバランスです。一般企業で言うと営業売り上げが下がったという、まあ公務員にはそういう自覚がありません。ある一定の基本的金額というのは措置されていきます。そういう中で、これ民間で言うと4,400万円の売り上げが下がったと、これは会社の存亡に係るか係らんかというような問題に、民間になったらなろうかと思うんですけれども、ある程度安定していけるという見通しの財政運営ができるんであれば、そのような形でもラスパイレスを維持できるかもわかりませんけれども、そうじゃなくて、住民サービスの低下とかというふうになると、ある程度の負担は行政側も受けなければならないんじゃないかなと。これは最近福祉関係で言うと、中学校までのいろいろな医療費の無料化とか、今回の風疹の予防接種の全額、２分の１の町の負担とかというような部分、その部分で約2,200万円ぐらいの金額というのはかかってこようかと思うんです。そういったことも、もろもろに考えた上で、いろいろと今後もそういうところの、できなくなればそれは無理かもわかりませんけれども、できる範囲のことであればそういうサービスの低下を招くようなことのないように進めたいのと、ある程度、下がりっ放しというわけにはいきませんので、ある程度の歯どめというのは今後も考えてまいりたいと考えます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　地方公共団体も含めて地方公務員の、まあ国家公務員もそうでしょうが、給料の額を決めるに当たっては、そのラスパイレス指数というのも大事なもんですけど、それより人事院勧告というのがありますね、やっぱり人事院勧告を、スト権がない分だけ人事院勧告に基づいて給料決定すると、そういうシステムにもなってあるんですよ。勝手にですよ、議会や首長がですよ、勝手に収入が減ってきたからおまえら減らせというわけにもいかんのですよ、なかなか。いろいろそういうこともありますんでね。

今回は、私は地方交付税を下げられることによって職員給与も下げざるを得んという考え方でやったと思いますが、いろいろそういうこと言うと、いろいろ物議を醸すということもありますんで言わんと思うんですけど、私はそう感じています。

周辺の市町村見ますと、うちと新宮市だけなんですね、こんなに大きいに削減してあるの。北山村は0.9％とかなんとか串本町はまだ1.1％の削減の見込みと書いております。これはラスパイレス指数との関係もあるんでしょうが、ほかのところは白浜町も検討中、太地町はしない、古座川町も実施しないと、ここらラスパイレス指数は低いんかもわかりませんけどね。皆々やってるんと違うんですよ。我々の財政はいつでも厳しいんですよ。楽な財政というのはありませんよ。というのは、住民の自分たちに対するサービスについてはとめどない要求がありますんでね。それを満足させていこうと思えば、楽な財政運用なんかできるはずがないんです。

そういうことで、ひとつこの職員給与を決めるに当たっては慎重にやっていただきたいと思います。同じ仕事をしている、仕事をようけしている、それでも給料が減っていくということであれば士気にかかわりますんでね、そこらあたりもひとつよろしくお願いしたいと思います。どうですか、町長。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　その辺についてはいろいろと組合とも交渉しているところであり、人事院勧告という件についても、今後は今までどおりの対応、人事院勧告についての対応はやっていきたいと考えます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ちょっと総務課長に確認したいんですけども、そのラスパイレス指数なんですけども、この「市町村データブック」、こういう本、皆議員も全部もらってるんですけども、それを見せていただいたら、県内の市町村で、市は９市あるんですけども、それが全部104.1から108.1の間ですね。そして町村21町村あるんですけども、100を超えているのが14町村、これだけあるんですけども、この全部の23市町村ですね、これに対して国の指導が全部あって、それぞれに市町村はこれに対して対応しているのか、つかんでおりましたらちょっと教えていただきたいと思います。

それから、これわかれば教えてほしいんですけども、本町のラスパイレス指数なんですけども、以前はもっと低かったと思うんですが、今現在、この国の減額を入れなくても98.2ですか、ちょっと高くなっているんですけども、それの原因はどういうところにあるのかどうか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

確かに県内市町村のラスパイレス指数を見てみますと、今回の値では100を超えてる団体が多数出てございます。私のほうでは、21町村の全てを把握しているわけではございませんけども、現時点で把握できているところを報告させていただきます。

まずは、今回の国の削減方法という形で一つ示されているものがございます。それはラスパイレス指数が100を超えているところ、100を超えた分を下げて100にしましょう。ラスパイレ

ス指数が100以下のところにつきましては、もう別に削減しなくてもいいよ、減額しなくてもいいよというようなところが出ております。仮にうちの場合でしたら、106.1というラスパイレス指数が出ておりますので、100を超える分、6.1について減額をしましょうというような形で、一つの目安は示されてございます。

そういった中で、市にもなりますけども、やはり市のラスパイレス指数108とか107とかというところにつきましては、減額率は当町よりも高いところがございます。町村におきましては、紀北筋の九度山町、かつらぎ町につきましてはラスパイレス指数が101、102のところでございますけども、今回の調査、私のほうで調査させていただいたところでは実施予定はないとは聞いております。有田川町につきましては、こちらのほうがラスパイレス指数が103.7ということで削減率のほうは、こちらもラスを100にする方向で調整ということで１％から3.7％程度の削減を予定している。白浜町につきましてはラスパイレス指数が105.2、こちらにつきましてもラスパイレス指数を100に近づける方向で検討中ということで、具体的には何％という率はまだ決まっていないと聞いております。上富田町ではラスパイレス指数103.6でございますけども、こちらのほうは一律3.6％削減予定と聞いております。すさみ町につきましてもラスパイレス指数102.1、これを一律2.1％減額するということで聞いてございます。ただ、この削減条例案を議会のほうへ提出しているところはまだ少なくて、可決されたとか、上程はまだだよというところが多々ありますので、その審議状況についてはちょっと把握できておりませんので御理解願いたいと思います。

以上でございます。

それと、本町のラスパイレス指数が過去に比べてだんだん高くなってるんじゃないかという原因なんですけども、これは総務の給与担当している者とも以前から何度も話はしておりますけども、これがこうだから高くなっているという確実な結論というのは見出せていないのが現状であります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　よくわかりました。

ちょっと違う点で教えてほしいんですけども、その交付税が4,400万円削減されるということなんですけども、これは25年度で削減されるということなんでしょうね。

国のほうの24年度の大型補正がありましたよね。そのときの国会の質疑、テレビで見ていたときに、地方を元気にする交付税ということで、そのラスパイレス指数の低い自治体とか、定数削減に努力した自治体に対して、地方を元気にする交付税というのを上げるんだという、そういうものが大型補正の中に入ってるという、テレビの中では見ているんですけども、そのときの補正の24年度の交付税は本町は対象になったのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　実際25年度の地方交付税の算定につきましては、来月本算定

という形になって金額が確定されるかと思いますけども、地方財政計画におきましては25年度の交付税を減らすということで、それを那智勝浦町に置きかえれば約4,400万円ということ、金額が出ております。

それと、補正予算の関係になりますけども、定数削減、過去地方六団体が申しておりましたけども、地方公共団体は独自に職員数を減らしたり、そういった給料削減等々も含めまして人件費の削減に努めておる、そういった努力を見込んで元気づくり交付金というものが交付されるということになっております。これも当町におきますと約2,200万円ほどいただけるという試算が持ててございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　そしたら、差し引き2,200万円の減額となってくるわけなんですね。その課長の言うようにラスパイレス指数を100にする、近くするという、そういうことでこれを今回対応しているということなんで、まあそれについてはこれ以上構いませんけども、ただ、町長にお願いしたいのは、その職員組合との交渉で妥結してないと、それで今回こういう議会の判断に委ねるというようなことで上程されてるんですけども、職員組合というのは、地方公務員法で認められた、法に認められた職員団体なんですね。そしてそれは交渉権というのが、それも認められていると、そういうことで、職員団体から職員の給与とか勤務条件とか、いろんなそういうような適法な交渉の申し入れがあった場合には、その申し入れに応ずべき地位に立つものとするということで、町長はそれをやらなければならないということなんですけども、そういう規定があるから、公務員は争議行為が禁止されているわけなんです。

ですから、今回その交渉が妥結しないうちに出されたということなんで、またその職員自体は人事院勧告のその制度、それに頼るしか、これはないんですね。そういう中で、それがない中でこういう議会のほうへ上程された、こういうことなんで、今後ですね、十分法で認められた職員団体と十分に交渉を重ねて、納得のいく結論を得ていただいて議会のほうへ上程すると、そういうようなことで今後対応していただきたいと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

今回も２回ほど持とうかと思ったんですけど、日程的に合わなかって、議会、この本会議で上程するというのが、私も急いでたもんで、その最初の事務局、当局の事務方との交渉の場合と、十分議論されたんですけど、私との本格議論の中で夜遅くまでやったんですけども、妥結は向こうはしないということで決別したんですけれど、その場合、向こうが妥結されなかったんだったら、こちらはもう何もできないというんだったら、幾らこちらの提案権があったとしても、その辺で妥結がなければできないということは、するに値しないということになるんで、その分は十分考慮しながら、組合とも話し合ったんですけれども、最終的にはそういう結論に達しましたんで、私は結論としてそういう組合に回答したわけなんです。

今後はできるだけ時間があればそういうところを御理解できるような形で進めたいと思いますけれども、この場合は時間的にも余裕がありませんでしたし、そういうことで今回の議案提案とさせていただくことになりました。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

７番田中君、反対。

○７番（田中幸子君）　那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例について反対の立場から発言いたします。

皆さんからたくさんの発言がされました。その中で、いろいろと論議されたわけですけども、やはりこの件につきましては、東日本大震災の復興財源を捻出するということでの国の施策の中で出されたこともあります。それらは国の責任でそういうことも果たしていただくということが肝心かなあと思います。また、特に職員の方々は台風の災害があり、またその後も町民のために一生懸命頑張っておられます。

本来地方交付税は地方固有の財源です。それを削減するという形で地方に押しつけてくるということは、本当に論外ではないかと思います。

まだ組合とも話し中ということで妥結されてないというところでは、しっかりと話をしていただきたいということがあります。

事々によって職員の皆さんの給料が削減されるということは、先ほど言いましたが、やはり生活にとっての大変な状況もありますし、気概も含めて事情的には大変だと思います。

また、自治体のほうで給料のほうは、先ほど皆さんが言われたとおり、決めていくこともできますが、できるだけの押しつけがないような形で話し合いを進めていただきたいと思います。

やはり一生懸命頑張っていくことも含めて、職員の皆さんがこれからも町民の皆さんのために頑張っていけると思います。削減をするということがまさしく町民の皆さんのためになるということの一つ、重点でもないと思いますので、そういうことからも含めますと、この那智勝浦町職員の給与等の特例に関する条例に対して反対といたします。

○議長（森本隆夫君）　原案に賛成の討論はありませんか。

６番湊谷君、賛成。

○６番（湊谷幸三君）　私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は、これはラスパイレス指数が云々という総務課長の提案には賛成しかねるんですけど、本音で言えば、恐らく4,400万円の交付税が減額されるということでいたし方ないと、長いも

のには巻かれろということについては、私は余り賛成できませんけど、蛇口を閉められれば仕方ないと、それについては今度の参議院の選挙で審判を下したらいいんだと思いますんで、今回はもう仕方ないということで賛成せざるを得んということで私は賛成したいと思います。そういうことで皆さんひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　原案に反対の討論はありませんか。

反対ですか。

２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　今日本の総理大臣自体が、民間には給料を上げよと言って、これは今回の措置というのは、２年前、２年間の時限立法で上げてるやつですよね。そして現在の那智勝浦町のラスパイレス指数じゃなくて、自治体の平均給与というのは那智勝浦町はかなり低いところにあります。これは大体20町村かな、その間のかなり下のほうにありますんで、下げると、これで同じような感じで下げていくと大変な生活苦を与えるということも考えられると思います。

ただラスパイレスの指数だけで考えるんじゃなくて、平均給与も考えて、そこで生活がどれくらい大変な圧迫感を与えるかということも考えてあげる必要があると思います。

そして、やっぱり先ほど３番議員がおっしゃったように、議会へ持ってくる前にもっとしっかりと話し合いをして、そしてある程度詰めてからのほうが僕はいいと思います。そこら辺のところ、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　よって、反対ですか。

○２番（荒尾典男君）　はい。

○議長（森本隆夫君）　原案に賛成の討論ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君）　ありがとうございます。起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開３時20分。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

14時57分　休憩

15時22分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１９　議案第５２号　那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例

日程第２０　議案第５３号　那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第２１　議案第５４号　那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第19、議案第52号那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例から日程第21、議案第54号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　議案第52号から議案第54号までは、税以外の諸収入、後期高齢者医療保険料、介護保険料の延滞金の改正に係るものとして税条例を準用する規定とするため一括上程させていただいております。

先ほど報告第１号の専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）を御承認いただき、町税と国民健康保険税につきまして延滞金が改正されましたが、同様に、税以外の諸収入、後期高齢者医療保険料、介護保険料の延滞金の改正をするものであります。

この３つの条例改正により、それぞれ個別に規定してきた延滞金の計算を町税条例を準用することにより計算方法が同じになります。これまでは税以外の諸収入と介護保険料が年10.95％の率となっておりました。今回の延滞金の見直し引き下げによりまして、税条例の改正にあわせて計算方法を統一するものとなっております。

まず、議案第52号那智勝浦町税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案の次のページをお願いいたします。

この条例の対象となります諸収入は、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他町の収入で税と同様の延滞金年14.6％に改正する市町村と、これまでどおり１日３銭の年10.95％の割合で計算する市町村がありました。今回国税の延滞金の見直しがあり、これに伴いまして地方税、町税の延滞金が引き下げられることになったため改正をお願いするもので、町税条例の規定を準用するよう改めるものであります。

第４条第１項につきましては、税条例の規定を準用することによりまして本則本来の率、先ほども説明させていただきましたが、14.6％につきましては特例基準割合２％プラス7.3％の9.3％に改正、また現行納期限後１カ月以内等につきましては、これまでも低い率としておりましたが、この特例を見直しまして、納期限後１カ月以内等につきましては現行の特例4.3％

ですが、これを特例基準割合２％プラス１％の３％とするものとなっております。

また、第４条第２項につきましては、後期高齢者医療保険料の延滞金の規定で改正により、那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例で規定することとなるため、削除いたします。

第３項の計算方法、端数処理につきましても、税条例の規定を準用するため、削除いたします。

この改正につきましては、平成26年１月１日から施行となります。

なお、現在のところ、税以外の諸収入金で延滞金の徴収は特にございません。

次に、議案第53号をお願いいたします。

那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案の次のページです。

後期高齢者医療保険料に係る延滞金について、同じく町税条例を準用するために改正するものとなっております。

第６条は、延滞金でございますが、延滞金を税条例の規定を準用するに改めまして、附則の３条、延滞金の割合の特例のところを削除します。

後期高齢者医療保険料につきましては、本条例で税条例と同じ計算方法を規定したため、条例に今回は実質的には変わりがなく、条項の整理に係るものとなります。

準用する税条例の改正によりまして延滞金が引き下げられることになります。

次に、議案第54号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案の次のページをお願いいたします。

介護保険料の延滞金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、税と同じく14.6％に改正する市町村と年10.95％の割合で計算する市町村がありました。本町におきましては、電算システムの関係もありまして、各税と同様にしたく検討をしてまいりましたが、介護保険料についてはこれまでの率のほうが納税者といいますか、納付される方にとっては有利となるため改正を行ってきませんでした。このほど、町税条例の附則のほうで延滞金の割合の特例が規定されまして、特例基準割合２％に7.3％を加算した割合、9.3％と下がったために介護保険料についても改正をお願いするものでございます。

第10条で税条例の延滞金の規定を準用するように改めます。

今回、この３議案の改正で変わるのは、介護保険料に係る延滞金が税と同じ計算方法になるということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　議案第52号から議案第54号まで一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２２　議案第５５号　那智勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第22、議案第55号那智勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第55号那智勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町防災会議条例（昭和38年条例第５号）の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、上位法であります災害対策基本法の一部改正が平成24年６月27日に公布施行されており、それに伴い関係条項の整理を行うものであります。

那智勝浦町防災会議条例。

第２条及び第３条は、防災会議の所掌事務及び組織について規定しております。

改正災害対策基本法では「防災会議の所掌事務について、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審査、その重要事項に関し町長に意見を述べる」、このように追加改正され、また、組織については「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」が追加されてございます。

防災会議の所掌事務及び組織は、条例で定めることとされているため、那智勝浦町防災会議条例において同様の改正を行い、並びに委員の定数を３名増加して28名以内とするものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２３　議案第５６号　那智勝浦町災害対策本部条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君）　日程第23、議案第56号那智勝浦町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第56号那智勝浦町災害対策本部条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町災害対策本部条例（昭和33年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第23条第７項」を「第23条の２第８項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

この改正につきましても、上位法であります災害対策基本法の一部改正に伴うものでございます。

条例第１条は、災害対策本部の目的について規定しております。

改正前の災害対策基本法第23条では都道府県及び市町村の災害対策本部について規定されておりましたが、今回の改正によりまして、都道府県の災害対策本部と市町村のそれとを別々に規定されました。そのため市町村の災害対策本部の設置根拠が第23条第７項から第23条の２第８項に改められたものであります。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２４　議案第５７号　平成２５年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第24、議案第57号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第57号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億3,946万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,826万1,000円とするものです。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額92億3,880万円、補正額４億3,946万1,000円、計96億7,826万1,000円となってございます。

３ページをお願いいたします。

歳出ですが、款２の総務費から、次のページをお願いいたします、款８の消防費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額、ともに歳入と同額でございます。

５ページをお願いいたします。

第２表地方債補正です。

起債の目的欄中、公営住宅建設事業から過疎対策事業まで、補正前の限度額24億9,050万円に２億9,130万円を増額し、補正後の限度額を27億8,180万円とするものでございます。

６ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

１総括として、このページの歳入、次の７ページの歳出について、それぞれ４億3,946万1,000円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金8,849万4,000円、地方債２億9,130万円、その他62万円、一般財源5,904万7,000円となってございます。

８ページをお願いいたします。

２歳入です。

款10地方交付税、目１地方交付税につきましては、補正額5,550万9,000円を追加し、計は25億5,550万9,000円となっております。

９ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目７消防費補助金、節５きのくに防災力パワーアップ事業費

補助金75万円につきましては、説明欄記載のとおり津波避難困難地区対策事業として宇久井湊地区の津波緊急避難路整備工事に係る２分の１の補助金を受け入れるものでございます。この事業につきましては、24年度の予算で御可決いただいておりましたが、工事が未執行となった関係で県補助金を取り下げ申請し、改めて平成25年度の予算でお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

款20諸収入、目１雑入、補正額463万8,000円のうち、総務課の関係はコミュニティー事業助成金110万円と防災行政無線整備補償金37万円でございます。コミュニティー事業助成金につきましては、井関区の獅子舞などの祭典具一式に対して財団法人自治総合センターから助成を受けるものでございます。防災行政無線整備補償金につきましては、那智勝浦新宮道路延伸に伴い高架下を横切ることとなる防災行政無線の有線箇所を撤去するためにその費用を全額国交省から受け入れるものでございます。

款21町債、項１町債の目２民生債から目６消防債まで、説明欄記載の事業について、計２億9,130万円の補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

３歳出です。

この補正予算において節２給料から節４共済費までの一部費目の補正につきましては、４月１日付人事異動に伴い不足が見込まれる人件費の調整となっておりますので、説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節19負担金、補助及び交付金132万5,000円につきましては、説明欄記載のとおり台風12号で水道施設が被害を受けました大野区円満地水道組合の災害復旧に４分の３を補助する地域活性化対策事業補助金として22万5,000円、歳入でも説明させていただきましたが、獅子舞などの井関区のコミュニティー活動備品の整備に対するコミュニティー助成事業補助金として110万円をお願いしてございます。

19ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目５災害対策費、節15工事請負費で187万円の補正をお願いしてございます。説明欄１行目の津波避難困難地区対策工事につきましては、津波緊急避難路整備工事で、宇久井地区、とりわけ湊区の住民の皆様には大変御迷惑をかけておりますが、歳入でも御説明させていただきましたが、昨年度予算を御承認いただいておりましたが、災害復旧に係る工事の件数が多数に上り、業者の調整がつかず未執行工事となってしまっております。平成25年度で再申請し、改めて予算計上をお願いするものでございます。２行目の防災行政無線簡易屋外拡声子局整備工事37万円につきましては、二河地区内の簡易屋外拡声子局を結んでいる電線が那智勝浦新宮道路の延伸に支障となりますので、これを撤去し無線化するものでございます。全額国交省からの補償金を見込んでございます。節19負担金、補助及び交付金100万円につきましては、当初予算で200万円の予算をいただいておりましたが、過日、各自主防災組織からの交付申請を締め切ったところ、予算額をはるかに超える申し込みがありました。災害に強いまちづくりを目指すため自主防災組織の防災体制の強化に頼ることが多く、今回

100万円の追加補正をお願いするものでございます。

次の20ページからは今回の補正予算に係る給与費明細書となってございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

９ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項２県補助金、目３衛生費補助金、節５風しんワクチン接種緊急助成事業費補助金、補正額50万円でございますが、風疹の流行に対応し、妊婦とその子供を風疹から守るため子育てを支援する緊急対策として和歌山県風疹ワクチン接種緊急助成事業を実施するための補助金でございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、補正額261万7,000円につきましては、昨年の子ども・子育て関連３法の自公民３党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進するという趣旨により、子ども・子育て支援法の成立に伴い、法77条の規定により市町村等における合議制の機関を置くよう努めるものとなっていることから、今回条例制定により子ども・子育て会議を設置し、保育施設等の利用定員の設定や市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務等、市町村における子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況を調査、審議することとされております。節１報酬、補正額26万3,000円でございますが、子ども・子育て会議条例制定に伴う委員報酬でございます。節９旅費、補正額３万8,000円につきましては、子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。節13委託料、補正額231万6,000円につきましては、子ども・子育て支援法第61条に規定し義務づけられております市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するための業務委託料をお願いするものでございます。

目２児童措置費、補正額1,031万4,000円のうち、人件費を除く節11需用費から節14使用料及び賃借料までの113万5,000円でございますが、宇久井学童保育所では児童数が増加し、以前から指導員や保護者から出張所の２階は狭小で動き回れるスペースがなく窓をあけると危険との指摘があり、移転について検討しておりましたが、今回子供たちが伸び伸びと遠慮なく遊べる施設として民間施設を借り上げる費用をお願いするものでございます。節11需用費76万9,000円につきましては、説明欄記載の宇久井学童保育所移転に係る必要物品の購入費用、電気、水道料に係る引き込み修繕費用をお願いするものでございます。節12役務費９万6,000円につきましては、説明欄記載の諸費用をお願いするものでございます。節14使用料及び賃借料、補正額27万円につきましては、元そろばん学校として利用しておりました施設の借上料として月額３万円の９カ月分をお願いするものでございます。

13ページをお願いします。

目５保育所施設整備事業費、補正額5,648万3,000円につきましては、第１回定例会で御報告申し上げました下里保育所建設に伴う遊戯場の設計変更に伴う費用をお願いするものでございます。保護者会から津波対策や防災面の対策を望む声が多く、新たな津波被害想定が示されるまで建設に取り組むことは適切でないという判断に至り、今回の措置となりましたが、平成25年３月29日、和歌山県から南海トラフの巨大地震及び東海・東南海・南海三連動地震による津波浸水想定について公表されましたので、この結果を受け、避難できる場所を確保し津波対策に努め、保護者も安心できる施設としてお願いするものでございます。なお、南海トラフの巨大地震の場合、津波浸水予測状況は現保育所では３メートルから５メートルの浸水深、建設地については２メートルから３メートルの浸水深となっております。また、那智勝浦町の津波到達時間については、津波高１メートルと３メートルは３分、５メートルと10メートルは４分としており、児童の他の避難場所への避難は困難ではないかと思われます。節12役務費18万3,000円でございますが、建築確認申請、建築確認中間検査申請、同完了検査申請に係る手数料でございます。節13委託料、補正額330万円でございますが、設計変更に伴う設計監理業務委託に係る追加分をお願いするものでございます。節15工事請負費、補正額5,300万円でございますが、遊戯室の設計変更に伴い工事費の追加分としてお願いするものでございます。当初全体工事費として２億9,800万円を計上し、遊戯室の分も含まれておりますが、設計変更に伴う概算工事費が8,000万円ともくろんでおり、その差額として5,300万円をお願いするものでございます。なお、設計変更に伴う２階最上部の高さを８メートル40センチぐらいを予定しております。参考資料として図面を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

14ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、節19負担金、補助及び交付金、補正額100万円につきましては、風疹の流行に対応し妊婦とその子供を風疹から守るため、子育てを支援する緊急対策として和歌山県風しんワクチン接種緊急助成事業費補助金を受けて実施するもので、100人分の計上をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　観光産業課の関係について御説明申し上げます。

８ページ、９ページをお願いいたします。

歳入です。

款12分担金及び負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金、節２土地改良施設維持管理適正化事業分担金、この48万円の減額につきましては、町内下和田地区で水門改修工事の実施に向け、和歌山県土地改良事業団体連合会へ事業拠出金96万円のうち、地元分担金48万円を減額するものであります。これは下和田水門の改修が和歌山県が実施する太田川改良復旧事業の中で実施していただけることとなったため不用となったものでございます。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、節11緊急雇用創出事業臨時特例基

金補助金の438万円につきましては、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業を実施するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、補助率100％を受け入れるものでございます。節12、330万円につきましては、海岸における景観や環境保全に影響を及ぼす海岸漂着物対策を推進するため海岸漂着物地域対策推進事業補助金、補助率100％を受け入れるものでございます。

目５商工費補助金、節２和歌山市町村消費者行政活性化交付金36万4,000円につきましては、消費者問題啓発事業のため県の交付金補助率100％を受け入れるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

款20諸収入、項４雑入、目１雑入、節１雑入463万8,000円のうち土地改良事業負担金返戻金316万8,000円につきましては、下和田水門改修工事が県事業で実施となったため、平成22年度から平成24年度の３カ年において和歌山県土地改良事業団体連合会へ拠出しました負担金の返戻を受けるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出の部です。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、節19負担金、補助及び交付金105万6,000円の減額につきましては、下和田水門改良工事が県事業で実施となったため、本年度土地改良事業団体連合会へ拠出予定であった分担金を減額するものでございます。節23償還金、利子及び割引料144万円につきましては、下和田水門改修工事が県事業となったため、平成22年度から平成24年度の拠出金のうち地元下和田区の負担金を地元に返戻するものでございます。

目２水産振興費、節11需用費30万円につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業補助金、補助率100％を活用し、海岸漂着物の発生抑制や不法投棄防止などの啓発用の看板等を作成いたします。那智漁港を含む那智の浜周辺、小金島漁協周辺のおじゃ浦遊歩道、那智川流域等に設置の予定をしております。節13委託料738万円につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業委託としまして300万円、これは海岸における良好な景観及び環境保全に影響を及ぼす漂着物の除去、回収、処理を行うため海岸漂着物地域対策推進事業補助金を活用し、那智漁港を含む那智の浜周辺、小金島漁港周辺の弁天島、おじゃ浦海岸の漂着物の発生時に漁港と地元への作業委託を行うものでございます。紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業438万円につきましては、勝浦漁業協同組合にＰＲ事業を委託するものであり、24年度は応募者と雇用条件等で折り合わず実施できませんでしたが、雇用条件を見直し、勝浦漁業協同組合に再度委託して実施するものでございます。節19負担金、補助及び交付金22万8,000円につきましては、国庫補助で行っております産地協議会事業に町負担金を交付するもので、会議の開催、先進地視察等を予定しております。なお、国庫補助金については、町負担金22万8,000円と同額が直接産地協議会に交付されます。

款６商工費、項１商工費、目２商工振興費、節11需用費33万5,000円につきましては、和歌山市町村消費者行政活性化交付金を活用し、訪問販売、電話等による勧誘、ネット販売などで発生する消費者被害を未然に防止するため啓発用パンフレットを印刷するものであり、本年度

は町内全戸配布のリーフレットの作成を予定しております。13委託料３万1,000円につきましては、この交付金を活用し、老人介護事業所等のケアマネジャーの会議へ消費者問題の相談員を派遣し、相談員の派遣を消費者サポートネット和歌山に委託するものでございます。派遣回数については１回分を計上しております。

次に、18ページをお願いします。

款６商工費、項２観光費、目１観光総務費、節19負担金、補助及び交付金、この200万円につきましては、本年11月３日に開催予定の新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会の補助金として新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会実行委員会に事業費1,921万円のうち200万円を補助するものでございます。ハーフマラソンのコース約21キロのうち、本町内約11キロがコースとして使用されます。本年度より共催をするものでございます。

以上、観光産業課の関係につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

８ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目３土木費国庫補助金、補正額5,940万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節１社会資本整備総合交付金5,940万円でございます。説明欄記載の町営住宅の新築に伴います町営住宅建設事業１億1,880万円の２分の１、50％で5,940万円の国庫補助金の受け入れでございます。

続きまして、９ページをお願いします。

款15県支出金、項２県補助金、目６土木費補助金、補正額1,980万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節１社会資本整備総合交付金1,980万円でございます。説明欄記載の町営住宅の新築に伴います町営住宅建設事業１億1,880万円の６分の１で1,980万円の県補助金の受け入れでございます。

続きまして、18ページをお願いします。

歳出でございます。

款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路新設改良費、補正額1,700万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節15工事請負費1,700万円でございます。説明欄記載の道路舗装工事４件分でございます。

続きまして、19ページをお願いします。

項６住宅費、目２住宅建設費、補正額１億1,880万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節15工事請負費でございます。説明欄記載の町営住宅新築工事の５棟10世帯分でございます。１世帯約18坪、建設費坪当たり60万円の10世帯分と当初予算の差額分で合計１億1,880万円でございます。

お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。

１枚目が井関の３棟６世帯分の配置図面でございます。２枚目が市野々の２棟４世帯分の配置図面でございます。合計５棟10世帯分でございます。３枚目以降は立面図及び詳細の図面を配置させていただいております。木造２階建てで１世帯当たり約18坪でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　消防関係について御説明いたします。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款８消防費、目３消防施設費、補正額で１億9,638万8,000円の増額を計上させていただいております。これは説明欄記載の節12役務費、節18備品購入費及び節19負担金、補助及び交付金です。うち、節18備品購入費にあっては、消防本部所有の水難救助用ゴムボートが船体の劣化等（エア漏れ等）が著しく、購入配備いたしたく補正予算を計上しております。なお、節12の手数料にあってはゴムボートの船舶登録手数料及び船舶検査手数料です。

また、消防救急無線デジタル化整備事業負担金が整備計画の見直しに伴い平成25年度においても事業を行うこととなったため補正予算を計上させていただいております。これについて一般会計補正予算関係資料を配付させていただいております。その内容について少し説明したいと思います。

この事業は県域の事業にあって負担金という形でお金を出すようになっております。共同事業分のこの資料の共同機関別というところの一番下のところに58億426万9,000円、これが全事業費です。なお、那智勝浦町消防本部、那智勝浦町では３億1,590万5,000円で、その事業費の比率は5.44％です。この比率にあっては局舎の状況及び電波の飛ぶ関係上、中継局等設置を余儀なくされるものであって、うちの場合、妙法局と浜ノ宮の中継局及び本部の施設にお金がかかる次第であります。この１億9,542万6,000円にあっては、25年度の各団体負担金です。ちなみに26年、27年度も計算されております。

消防の関係は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　お尋ねをします。

先ほど町営住宅の新築工事のことで御説明を受けたんですけど、市野々が２棟で井関が３棟ですか。そしたら、あとの残りはそのまま続けて、その一つ工事をやったらすぐやるんでしょうか。最初私は22世帯みんなやるというんで、一気にやるのかなと思うてたんですけど、そこら辺がちょっともう少し御説明をお願いしたいと思います。

そして、ちょっと今、これ予算があれなんですけど、補正で出てるので坪が60万円というていうことなんですけど、ちょっとどれだけ立派な材料をお使いになるんかわからないんですけど、そんなものなんでしょうか、ちょっと高いんじゃないかなと思って、ちょっとそこら辺もどういうわけでこの坪60万円というのになったのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま議員の質問につきまして発注の方法についてお尋ねがありました。

既に当初予算のほうで井関では４棟で８世帯分、市野々で２棟の４世帯分、12世帯分は既に当初予算で承認いただいておりますので、それにつきましては６月19日に入札を行います。井関の４棟分８世帯分を１つの工事、市野々の２棟４世帯分を１つの工事で、２つの工事を６月19日に入札をする予定でございます。

本日御提案させていただいてます10世帯分につきましては、本日予算を通していただければ６月末の入札を予定しております。これにつきましても、井関で３棟６世帯分を１つの工事、市野々２棟４世帯分を１つの工事に分けて発注を予定しております。

それと、もう一つお尋ねの坪当たり60万円の単価が高いのではないかという質問なんですけども、これにつきましては、設計事務所とも協議を重ねておりまして、そんなにぜいたくな施設ではないということで、通常の町営住宅に合った間取り、間取りといいますか、設計方法をとらせていただいております。設計で60万円になっておりますが、今後入札等で入札率等もありますので、多少の減額は見込まれると思われます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　６月末と６月19日に入札をされるということでございますけど、これ、そしたら当然違う業者が入札を、違う業者になるか同じ業者になるかわかりませんですけど、ひょっとしたら違う業者が落とすという可能性もあるわけでございますね。

私思うんですけど、同じ建物を建てるんですから一括でやったら、その材料の準備をするのも当然安くなるでしょうし、この現場での仕事の作業をするときでもお互いに遠慮しながらやらなくても一気に自分とこでやれるとかというような一括した入札方法とか、そういうことはお考えになっておられないんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

入札方法につきましては、一日でも早く完成をさせたいということもございまして、当初の予算の分を先に執行させていただきたいというふうに思っております。

それと、一括したほうが安いんじゃないかということもございますけれども、より多くの業者の方に入札の機会を与えるということで、今回は当初の分を２つの工事、そして追加の分を２つの工事ということで４つの工事に分けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　１番左近君。

○１番（左近　誠君）　ページ19、款８の消防費ですね、それについて節18、19、質問させていただきます。

18の備品購入、水難救助用ボートということですが、古いということと、なかなかこれ修理

せなんだらもうちょっと難しいということなんですけど、町でボート何そう持たれているんか。

他町村、ほかの海岸に沿った市なんかでも３つ、４つ持ったあるとこもあると思うんですけど、うちのは幾つ持っておられるかというのと、それと、19のデジタル、消防救急無線デジタル化整備事業負担金ですね、これ総額、今資料もらったあれで25年から27年ですか、総額３億1,590万5,000円ですか、うちの負担金があるということで、ほかの市町村と比べて割と面積が広いんか、山があって工事費が、負担金が高いのか。

例えばですね、平成28年５月末にはアナログからデジタルというような移行が必要やということで、新たな基地をつくる場合でも多額の整備費用が要ると、本県のような山間地区ですか、そのような場合には不利な条件にあるんで、施設整備費が高くなるということだと思うんですよ。市町村が財政厳しい中、大幅な負担せなあかんというとこで、デジタル化に係る財政支援ですね、これはどうなっているのかということと、２点お願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　お答えさせていただきます。

まず、１つ目のボートの件ですけども、現有の水難救助用ゴムボートなんですけども、平成11年５月31日に日本水難救済会から寄贈を受けたものです。以来、水難救助活動のみならず、太田川の豪雨による水害活動、台風12号災害による捜索活動等においても使用してきましたが、約14年が経過した現在、経年による劣化が著しく、これまでにも再三にわたりゴム部の穴あき等から空気漏れ等が生じております。職員により補修を行ってきたところですが、本町は海に面し、また太田川等もあり、潜水隊を組織して水難事故対策にも備えているところであります。水難救助ボートは消防にとって必要不可欠と思いますので、このように補正を上げさせていただいております。

なお、本町管内においてボートの数、ちょっと把握できていませんけども、うちのゴムボート１つは確認できております。

それと、２問目の消防救急無線デジタル化整備負担金のことでありますが、先ほど説明したように、総事業費が３億1,590万5,000円ということで、この事業費比率5.44％というのは平成23年度に電波伝搬調査を実施しております。その結果、局舎及び今使ってる妙法無線局の局舎及び中継局、本部の施設等の設置が必要となっております。それは伝搬調査において確認されております。なお、デジタル電波の特性としては、アナログに比べて直線的に飛ぶということで、どうしても中継局が必要となったため浜ノ宮地区に中継局を建設することとなりました。

今年度事業は、平成25年度当初予算要求時における消防救急デジタル無線整備推進協議会の整備計画では、平成25年度は入札及び整備業者の決定のみになっていましたが、平成26年、27年度に本体整備を行うものでありました。しかし、平成25年度に緊急防災・減災事業債が消防救急デジタル無線整備に活用できることから、協議会としても当該事業債が有利な財源として捉え、上記計画を見直した結果、平成25年度に予算化をしてくれということで県から指示がありました。よって、当該事業債を活用するため平成25年度事業分の予算化を行う必要がある

ため１億9,542万6,000円の補正予算を請求したものです。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　１番左近君。

○１番（左近　誠君）　さっきお尋ねしたのは、ボートですね、何そう持っておられるんかっていうことなんですよ。何そうというのはね、南国土佐の南国ですか、あそこは４そう持ったあると、海にあそこ面したあると。ほで、この間も一応１そうは寄附してもうたというようなことも出たあるんですね。うちは買うと、まあいいんですけどね。それで、何そうぐらい、まあ太田のほうでも川で１そう使いやるというて、海のほうにも何そうか持ったあると思うんですけど、何そうぐらい装備されておるのかと。

ほいでもう一つですね、さっき言いましたのは、３億円幾らデジタル化するのに要ると。そやけど、その予算措置ね、どのぐらいの率でしてもらえるんかということなんです。例えば、過疎債やったら７割ですか、３割あれと、そういうようなことです。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　失礼しました。先ほどゴムボートの件が１そうと言いましたけども、海の関係では消防艇を装備しております。

〔１番左近　誠君「ゴムボートの装備は」と呼ぶ〕

ゴムボートはうちは１そうです。

〔１番左近　誠君「１そうしかない」と呼ぶ〕

はい、そうです。

それと、先ほど言いました緊急防災・減災事業債ということでお答えいたします。

緊急防災・減災事業債は充当率は100％です。なお、交付税算入率は70％となっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２点お尋ねいたします。

18ページの観光総務費の中の新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会の200万円なんですけども、これは新宮市と那智勝浦町が共同開催をするということなのか、あくまでも主催は新宮市で那智勝浦町は協賛で協賛金として200万円を出すのかという、その辺ちょっとはっきり聞けなかったんで、もう一回説明お願いします。

それと、次のページの、先ほど中岩議員からも質問ありました町営住宅の新築工事なんですけども、入札の方法、これは指名なのか、どういう入札方法なのかと、あと対象業者がどれぐらいの業者に、何社ぐらいあるのかというところをお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

新宮・勝浦天空ハーフマラソンの開催についてでございますが、この大会の開催は新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会実行委員会というのを組織しております。実行委員会の構成

は、新宮市の市民団体７団体、そして新宮市、新宮市教育委員会、そして那智勝浦町、そして南紀くろしお商工会。町内では協賛参加予定は町と南紀くろしお商工会が参加予定でございます。そして、事務局としまして新宮市教育委員会のほうに事務局を設けてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

入札の方法につきましてお尋ねの件なんですけども、臨時指名審査会を開催させていただきまして、町内の建築業者で指名競争入札で行います。

以上でございます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

済いません、業者数につきましては、金額の差がございまして、現在当初の予算で井関地区につきましては３業者、市野々地区につきましては３業者を予定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　ハーフマラソン大会についてはわかりました。

あと、町営住宅については町の住宅ということで町内業者をということの理解はわかるんですけど、なるべく競争原理の働くような方法で、少しでも安く上がるということも大事だと思うんで、その辺の留意をよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

町内から指名の出ている業者で十分できる規模でございますので、町内業者で入札をさせていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　３点ほどお願いいたします。

まず17ページ、水産振興費の委託料、紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業委託、この具体的な内容についてと、前年度と違う点などもあれば、それもあわせてお尋ねいたします。

続きまして18ページ、先ほどの曽根議員からの質問もございましたが、新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会、これ観光の中で予算づけされておりますので、具体的にエントリー数がどれぐらい見込まれているのかという点をお尋ねいたします。

もう一点が、下里保育所についてでありますが、設計に際して念のため確認です。設計に際して職員の方のヒアリングなどがされてきておられるかどうかということと、この図面の中でわかりにくいのが職員室がどの位置にあるのか、それからちょっと字が小さくて読めないんですが、左下に何かのおそれある部分というふうに書いているんですけども、これ何て書いているのか、細かいですけども、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答え申し上げます。

紀州勝浦産生まぐろＰＲ事業につきましては、昨年との条件の違いについては、賃金を16万円から18万円、２万円を上げております。そして、雇用月数におきましても、昨年６カ月から９カ月に延長しております。

そして、事業の内容でございますが、紀州勝浦産生まぐろ及び現在勝浦漁協でブランド化を進めておりますビンチョウマグロのさくらびんちょうという名前でビンチョウマグロのブランド化を進めておりますが、その紀州勝浦産生まぐろ及びさくらびんちょうのＰＲ活動及び販路拡大のための旅費及びそれに伴うチラシとかＰＲグッズを作成して営業あるいはＰＲ等のイベントへ出かけて生まぐろの販路拡大に努めるものでございます。

次に、那智勝浦天空ハーフマラソンにつきましてですが、昨年の実績でございますが、昨年のエントリーの数は全部で2,989名ありました。うち和歌山県外の参加者が1,305名。

これにつきましては、観光のほうで予算を計上しますので、町内の宿泊等を考えますと、新宮市内のキャパが約600、そうなりますと、県外の参加者が全部宿泊した場合、700ほどのお客さんを見込めると考えております。なお、昨年の実績では、旅館組合で直接予約があった分については300名を数えております。ですから、旅館組合を通さずに各宿泊施設及び民宿等へ宿泊された方を数えますと、これの倍ぐらいの数字は見込めるものと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　下里保育所の職員にヒアリングしたかどうかというお話でございますが、この設計につきましては、当初から所長会にお願いいたしまして、全て所長会でもんでいただいております。部屋割りについても部屋のスタイルから全部全て、保育士で検討していただいております。

そして、事務室の場所につきましては、前回の第１回定例会のときは部屋の割った図面をお渡ししたんですが、今回その部屋割りじゃなしに平面図なんですけども、一応申請建物と書いているところが事務室になっております。

そして、先ほど字が見えないということで、下の文字ですけども、「延焼のおそれのある部分」と書かれております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　よくわかりました。

生まぐろＰＲ委託の件もよくわかりました。

１点だけですね、天空ハーフマラソンの、今御説明からしますと、県外からの宿泊者数が今回見込まれるんではないかということですので、実行委員会、今の段階では那智勝浦では商工会の青年部――だったと思いますけども――のみが団体としては参加されて、町以外では参加されていないということなので、観光協会や旅館組合なども今後この実行委員会のほうに参画していく検討をされてはどうかなということと、ボランティアスタッフの募集、新宮市は相当

ボランティアが去年から参画されておりますので、その点も今後御考慮をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

現在那智勝浦町からの参画は本町を予定しているのと、南紀くろしお商工会、こちらについては青年部ではなしに本部のほうが参加しているということです。

それと、観光協会及び旅館組合等の参画については、６月末ぐらいでポスターが出てきます。そのポスターを使っての宿泊に関する集客活動、そして参加者の募集等につきましては観光協会及び旅館組合のそれぞれエージェント等に持ってますルートへ乗せていただきまして広報をしていくということで、当然そういった団体にも実行委員会の中へ入っていただくと考えております。

また、スタッフの募集については、まだボランティアとかそういったものは考えてないんですけども、とりあえず本町側でどれだけのスタッフが要るか、その辺の人数もちょっと出ておりませんので、それを確認した上でスタッフの募集について取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　時間延長を行います。

〔16時39分・時間延長〕

休憩します。再開５時。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

16時39分　休憩

16時59分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　２点お伺いします。

17ページの海岸漂着物地域対策推進事業委託についてと、消防救急無線デジタル化整備事業負担金についてお伺いしたいと思います。

海岸漂着物については、先ほど課長の説明では、那智漁港と那智の海水浴場、あるいはおじゃ浦の遊歩道沿いの海岸漂着物を除去すると、それについて誰かに委託するんですね、組合か、勝浦の漁協か、どこか知りませんけどね、那智漁協か知りませんけど、どっかへ委託するんですね。

このことについては、やはり前にも、この漂着物はそのときだけとは違いますけど、一昨年の台風12号のときの漂着物あるいはその後の大雨のとき、漂着物がありましたね。それの除去していないやつを除去するんでしょうが、これは宇久井のほうにもあるんですね。外から私、釣り好きなんで、船でよく走ると宇久井のほうも随分あるんですね。だけど、宇久井の外浜と

か海岸沿いは皆ボランティアでやってくれましたね、それできれいになってる。だけど、いそのほうは全然そういうこと、手がつけられてないんでね、海岸漂着物、丸太みたいなものが、もちろん株も含めて漂着してある。それが大潮になったら風によって外へ流れていって、また違うところへ行く。船のプロペラをかっぽじいたりしてね、航行にも支障があるということなんで、私もよく委員会で何とかしてもらえよと、県に。

というのは、仁坂知事が海岸漂着物についても除去しますという災害後の談話でよく言ってましたんでね、まあそういうことをよく言ってるんですけど。これだと、那智漁協周辺とそのおじゃ浦だけの300万円ですね。その後についてはどうされるおつもりか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。まあこれでもって宇久井側もやってほしいなというのが私の本音ですけどね。

次に、消防救急無線デジタル化整備事業負担金、これは県が県事業で行うんですかね、それともどっかの団体が行って、それへ負担金出すんでしょうかね、そのことも御説明願いたいと思います。

それで、27年度末までにうちは３億1,590万5,000円かかると、負担金。こっちのほう、右側のほうに個別整備分ということで１億3,622万3,000円という、そういう数字も出ております。これはどういう関係があるんか、ちょっとお示し願いたいと思います。

また、私勘違いでしょうかね、もう各消防本部では、うちを除いてですね、本町を除いて、ある程度このデジタル化に対応してあるというようなお話も聞いたことあるんですが、それは間違いでしょうか。そこの点も含めてひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

海岸漂着物地域対策推進事業につきましては、当然宇久井につきましても事業要望箇所の中に宇久井も入れておりました。その中で協議する中で、県のほうからは県内要望が多いということで地域をとりあえず今回は絞ってほしいということで、資料としましては、平成23年２月から３月にかけて県のほうで和歌山県の海岸のごみの漂着状況を調査しております。その中で那智漁港周辺、そして小金島漁港周辺がごみの漂着の多い地区ということで調査の中で出てきております。

そして、その他の地区につきましても県の河口課のほうで管理する、県の建設部のほうで管理する海岸と、町の、私どものほうで管理する漁港ということで所管が分かれますので、その中で町のほうで管理する部分につきまして小金島漁港と那智浜ということで事業を行うことになりました。

また、宇久井の国立公園地域等につきましても、今後ともこの事業で実施できるよう要望は上げていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　お答えします。

先ほどの質問、県の事業かということだったのですが、これは県域、デジタル無線に関しては県が一つになって県が中心にやっている事業です。

それと、デジタル化の整備しているところという御質問でしたけども、全くデジタル化はされていないと思います。そのためにメリットを考え、情報量の多さ等々考えデジタル化、平成28年５月31日までで今のアナログ方式が廃止となり、６月１日からデジタル化というふうに国のほうで決められております。

以上です。

〔６番湊谷幸三君「１億3,000万円の関係」と呼ぶ〕

失礼しました。消防救急デジタル無線化の個別整備分になっております。これは共通部分じゃなくて個別に整備しなくてはいけない車載のデジタル化無線機等々の予算が県のほうで試算してくれた額が１億3,622万3,000円ということになっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　私もこの海岸の漂着物については何回か出てやったことあるんですよ。最近もやったんですけどね。そういうふうにしてみんなでもってやってある。

というのは、知事がそういうふうに海岸漂着物については除去しますと言ってるにもかかわらず、２年もたってもほらくったあるということで、これは何とかせなあかんなということでやったんでね、こういうこともやってくれるんであれば、風向きも考えて焼かなあかんしね、なかなか難しいんですよ。だからこういうことをやってくれるんであればですね、まあまあ課長も一遍海岸線をちょっと歩いてみたらわかると思いますわ。そのまんまの状態でいっぱい漂着してあるんでね、なかなか１人や２人、ボランティアでもってそれを除去するということはできんと思います。

また、うちは観光地なんでね、やはりいつまでもそういうごみあるいは材木を海岸、あの美しい海岸を保全してビジターにいい気持ちになってもらいたいもんですからね、やっぱりそれはそれだけのボランティア、頼るんならいいですけどね、頼るんなら。だけどこういう一部の地域はこういう行政のお金でもってきれいにすると、だけどこっちはやはりボランティアでやらなければ全然ほらくられるということでは不公平なんでね、ひとつそこらあたりも対応していただきたいと思いますわ。

そして、このデジタル化は私の勘違いでしたね。いやいや、対応されてあるという話でね。

よく消防の話になると、このデジタル化に５億円も６億円も要るんやよという話もよくされとって、以前はね。ここは結局は５億円近い金、４億五、六千万円のお金が要るわけですね、この28年までに。

もしですよ、今の消防庁舎がそのままであって、その後移転するということに、28年までに移転できなかったら、また二度手間になるんですよね、これ、二度手間に。そこらあたりはちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　ただいまのことについて御説明させていただきます。

海岸漂着物の除去につきましてボランティア活動で皆さん御苦労されているということは十分理解しているつもりでございます。

今後、この事業を進めていくに当たりましては、事業場所の拡大、そして補助事業費の拡大等、県に要望して、そういう活動をされている場所につきまして広い地域で援助できるように、補助できるようにやっていきたい、県のほうに要望を上げていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君）　先ほど議員さん質問されていたところですけども、新庁舎、この伝搬調査のときにおいて新庁舎を考え、そこで中継局の建設等も行っております。なお、新庁舎建設がおくれた場合、移設ということになって、そのときもまたお金がかかってくるということです。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　18ページの天空マラソンの関係でちょっとお尋ねいたします。

先ほどからの課長の答弁で、昨年は2,989名で、町内に泊まった数は大体600名ぐらいあったんじゃないかというような答弁であったんですけども、今度、ことしの大会は参加者の見込み、新聞で見たときは同じように約3,000名の参加者を見込んでいると、そしたらことしの町内の宿泊施設利用者は約700名ぐらいになるのではということなんですけども、その構成団体、先ほどの答弁の中で７団体と新宮市、新宮市教委、そして本町、くろしお商工会、11団体になるんですけども、その負担金が全部で合計1,921万円ということなんですが、本町200万円の補助金の根拠なんですね、積算根拠、どういうことに基づいて200万円出しているのか。そして、ほかの他の団体の負担はどのようになっているのか、参考に教えていただきたいと思います。

昨年の新聞の中で新宮市議会の質疑の中で、この大会について那智勝浦町が入っていないと、そういうことで、今後那智勝浦町のほうでも協力を要請すべきであるというふうな質疑があったというのを新聞で見ているんですけども、それでことし言ってきたのではないかと思うんですが、その加入団体の負担金、負担割合、どのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

本年度の1,921万円の内訳ですけれども、参加費として915万円、昨年度同様3,000人を見込んでおります。そして行政負担金としまして新宮市が600万円、そして本町が３分の１の200万円、合計行政負担金として800万円を見込んでおります。そして、地元の企業等の協賛団体の負担ですけども、本年度見込んでるのが130万円を見込んでおります。昨年実績としましては

20団体の488万円となっております。その中で、ことしにつきましては、不確定な部分でもありますので予算計上としては130万円しか計上しておらないのが現状でございます。また、昨年は県の補助金で44万円がございましたので、ことしもその県の補助金を求めていくという事務局の説明がありましたけども、県補助金については予算には計上されておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　13ページの保育所施設のことでちょっとお聞きします。

図面いただいたあるんですけど、ちょっとどういう避難スペースができるところが海抜８メーターですか、どういう趣旨で設計委託される、これ設計監理業務委託800万円というのが多分そのほうのですね。その下の工事請負費というのは、本来の保育所の新築工事のですね。これ設計業務委託はどういう趣旨のことで設計を委託するんかというのが１点と、先ほど17ページの海岸漂着物の件で、300万円でどこまでするんかなあと思うて、例えばどこまできれいにするのかというあたり、わかってたら済いませんが、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　どういう趣旨で委託するのかということでございますが、一応遊戯場の部分は今まで構造の関係で、２階にする関係で構造上、変わってきます。そしてくい打ちの数もふえてる関係で設計変更を行いたいということでございます。

一応２階、この中の赤い部分については２階部分になるということです。その２階の屋上の部分が８メーター40ぐらいに予定しております。これを２階にするための設計変更をお願いするということです。

委託料の中で330万円追加の分については、監理業務委託のマイナス470万円の分については先に、下のほうの現在申請建物と書いておるところが先に監理業務でした分の、遊戯場を除いた分の差額が出た分ですから470万円の減額をさせていただいて、あとの設計と監理の分を遊戯場の部分で800万円を計上させていただいておるところでございます。

今後設計変更によりこれを全部やりかえるために設計変更を上げさせていただいているということです。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えさせていただきます。

海岸漂着物地域対策推進事業委託費の300万円についてですが、これは300万円をどこどこの団体へ委託するというのではなく、海岸に漂着物が蓄積されたときに、それぞれその地域の漁協あるいは地区、そういったところの漁民等の方にそれぞれ事象が出たときにお願いして委託費としてそれぞれ支払うものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　まず保育所のほうなんですけど、これ例えば、鉄骨２階建てで１階はどう

使う、２階をどう使う、これ多分避難のスペースは屋上やという、そういうような感じで委託されるんですか、設計委託。

全くまあ粗図面でもあったらこういうふうな感じで委託したいんやよという、まあ建設課が出してくれたあた町営住宅みたいな感じであったらわかりやすいんですけど、余りにも平らな図面だけなんでちょっとわかりにくいのと、どういうような鉄骨でやって、その上に、で、外階段はあるというのは、外階段と内階段あるというのはちょっとお聞きしたんですけど、その辺もうちょっとわかったあったら詳しくと。

漂着物のやつは、これは新たに出たらということですか、先ほど言われてたの。今漂着したあるものではなしに、新たに出たらということですか。その辺お願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　一応もとの１階の部分が65坪ぐらいでありまして、そして２階部分が約100平米ちょっと超えるぐらいの予定で２階部分をこさえるということで設計を依頼をしたいと考えております。

この設計上、当初はこの赤い部分を真ん中にしておるんですが、最初は浦神寄りに考えたんですけども、中階段をつけるということで設計上は無理ということで、今の現在の形に、真ん中のほうへ寄せさせていただいております。赤い印はしてないんですけども、上のほうに階段みたいなやつをつけてるんですけど、それが外階段という形でさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えさせていただきます。

この対象の漂着物については、現在漂着しているものも含め、除去したあとも新たに漂着するであろう漂着物、そういったもの全てを対象にしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　保育所の件に関しては、今あるやつのこの中の赤いやつが２階部分になるんですか。

〔福祉課長福居和之君「そうです」と呼ぶ〕

で、２階部分は１階の屋根の上につくるということなんで、その２階部分の床が８メーターということですか。ほな、それには上がついたある、ついてない、屋根もなし。要はベランダみたいな形でつくるということですか。

もし粗々のコンセプトがわかったら後でも構わんので、ちょっと図面みたいなんあったらわかりやすいんで、済いませんけど、もうこれは結構なんで。ちょっとその辺ようわからんので。

もう一点、例えば、漂着物の件に関しては、各漁協さんとかボランティアの団体もそうですか。例えば、清掃してくれるというたら、その実費とか、そういう負担になってくるんです

か。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　その作業にかかった実費及び出てくれた人の日当等になってきます。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　図面についてはこれから設計するんで、ちゃんとしたものはないんですけども、これから設計に入って仕様書なり建設課でつくってもらう予定になっておりますけども。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２５　議案第５８号　下里保育所新築（建築）工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第25、議案第58号下里保育所新築（建築）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第58号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

６月３日に指名業者14社で入札を行い、木原造林株式会社が落札いたしました。

契約額１億7,076万1,500円でございます。請負率83.79％でございます。工事概要につきましては、下里保育所新築の建築工事でございます。契約工期は平成26年２月28日となっています。

なお、電気工事及び設備工事につきましては分離発注させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　毎度毎度のことですがね、課長。分離発注をしていると。

私も建築工事に若いとき携わったんですね。設備工事を分離発注するということになれば、躯体のときからね、躯体のときいろんな問題が生じるんですね、躯体をつくるとき。だから分離発注がええんか、まあ今回は分離発注がいいというような判断したんでしょうけど、何もかも分離発注したほうが工期の、私は工期の短縮にはならんと思いますけどね。経費も安くなる、あるいは工期も短縮するということであれば結構ですけど、やはりそこらあたりをもうちょっとね、ごっとごっとですからね、そら業者を那智勝浦町町内業者を育成ということもありますけど、やはり町民の利益のためにということもありますんで、その点もよく考えて、これからもひとつ分離発注がええんか、それとも一括発注がええんかということで一遍議論していただきたいと思います。

いつもかつも分離発注してますんでね、官製談合と言われますよ、余りやると。だからそこらあたりも考えてほしいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、分離発注につきましては一長一短がありまして、分離発注した場合、当然業者間の調整等が必要になってまいります。ただ、同じ答弁になりますけれども、町内業者の入札の機会を与える、育成も含めて分離発注できる分にはさせてもらっております。

今後分離発注につきましては、議員御指摘のとおり十分検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２６　議案第５９号　勝浦漁港水産鮮度保持施設整備工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第26、議案第59号勝浦漁港水産鮮度保持施設整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第59号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第59号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

６月３日に指名業者14社で入札を行い、谷地建設株式会社が落札いたしました。

契約額１億6,968万円でございます。請負率85.05％でございます。工事概要につきましては、勝浦漁港製氷施設新築の建築工事でございます。契約工期は平成26年１月９日となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２７　議案第６０号　勝浦漁港水産鮮度保持施設整備（製氷機器）工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第27、議案第60号勝浦漁港水産鮮度保持施設整備（製氷機器）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第60号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第60号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

６月３日に指名業者４社で入札を行い、株式会社前川製作所が落札いたしました。

契約額２億5,620万円でございます。請負率88.11％でございます。工事概要につきましては、勝浦漁港製氷施設新築の機械工事でございます。契約工期は平成26年１月９日となっています。機械の性能につきましては、１日90トンの氷を製作することができます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

８番東君。

○８番（東　信介君）　１点だけお願いします。委員会に入ってないもんで。

これ工期は年度中ですか。済いません、その辺よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。契約工期は平成26年１月９日完成となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　済いません、私特別委員会の委員長をやってますが、ちょっと１点、委員会で聞いてなかったことを。

この製氷機器については複雑な機械なんで故障、故障というんですかね、ふぐあいがあることもあるというようなことを伺っておりますけども、その場合の保証期間というんですかね、その辺はどのように契約してあるのか、１点お願いします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

保証期間につきましては詳しく調べておりません。今後契約次第、早急に調べて報告させていただきます。申しわけございません。

〔12番引地稔治君「契約のときにちゃんとしていかなあかん。契約結ぶときにその保証期間とかそういうのをしていかなんだら」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君）　発言は発言できちっとやってください。

質疑ありませんか。

12番引地君。

○１２番（引地稔治君）　済いません、質疑というか、ちょっと今の答弁の中で疑問が生じたので幾つか質問させてもらいますけど、この工事契約なされますね、議会の承認得たら。そのときに、その契約書の中に当然保証というのは、建物であったら防水に関しては10年とか５年とかありますよね。そのように機械、これは製氷機器ですね、この製氷機器に対しても機械の故障の部分に対しては何年保証とか、そういうのは確実にとるべきやと思います。その契約書の中身、契約交わすときにはぜひともそのようなことを当然考えていると思いますが、そこちょっと確認お願いします。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

17時44分　休憩

17時58分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま保証期間についてお尋ねがありました。

工事の入札時に特記仕様書をつくっておりまして、特記仕様書のほうに、本工事引き渡し後１年以内という保証期間を明記させていただいております。したがいまして、保証期間の契約につきましては、工事完成をした時点で業者から１年間の保証を文面でいただく予定となっております。

なお、近隣といいますか、実績のあるところで確認しました結果、やはり機器に関しましては全て１年間の保証契約をとっているということで、今調査した次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　12番引地君。

○１２番（引地稔治君）　この１年契約ということで、余りにも普通に考えたらちょっと短いんじゃないかと、まあまあ最低でも３年はいただきたいなあという気持ちなんですが、この特記仕様の中に１年と書かれたあったら、もう１年じゃなかったら絶対仕方ないのか、それとも相手方との交渉次第でこの期間は交渉できるのか、ちょっと答えてください。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

特記仕様書に１年というふうにうたっておりますので、難しいかとは思うんですけれども、業者と再度、少しでも延ばせることができるのが可能であれば、少しでも延ばしてもらうように努力させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２８　議案第６１号　林道大雲取線（地すべり・その１）災害復旧工事請負契約について

○建設課長（橋本典幸君）　日程第28、議案第61号林道大雲取線（地すべり・その１）災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　議案第61号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

次のページの入札執行調書をごらんください。

６月４日に指名業者５社で入札を行い、木原造林株式会社が落札いたしました。

契約額5,275万2,000円でございます。請負率97.0％でございます。工事概要につきましては、林道大雲取線の地すべり災害復旧工事となっております。契約工期は平成26年２月18日となっています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２９　議案第６２号　振ヶ瀬川河川災害復旧工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第29、議案第62号振ヶ瀬川河川災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第62号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

５月21日に指名業者５社で入札を行い、英進工業株式会社が落札いたしました。

契約額6,670万6,500円でございます。請負率96.99％でございます。工事概要につきましては、振ヶ瀬川の河川災害復旧工事でございます。契約工期は平成26年２月15日となっています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３０　議案第６３号　狗子ノ川河川災害復旧工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第30、議案第63号狗子ノ川河川災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第63号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第63号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

５月21日に指名業者５社で入札を行い、庵野組が落札いたしました。

契約額5,402万2,500円でございます。請負率96.96％でございます。工事概要につきましては、狗子ノ川河川災害復旧工事でございます。契約工期は平成26年１月20日となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３１　議案第６４号　大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結について

○議長（森本隆夫君）　日程第31、議案第64号大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第64号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第64号朗読〕

工事概要につきましては、大谷地区残土処理場整備に伴う工事用道路及び調整池の工事委託

でございます。契約工期は平成26年３月31日となっています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　この残土処分場のことに関していつも私質問させていただいてるんですけども、皆さん御承知のとおり、天満区さんとこの件についてはかなりもう長い間話し合いをされてまして、建設課のほうでもかなり努力をされて、天満区さんの区長さん及び役員さんがかなり努力して区内をまとめてくださっているということをかねてより聞いてますけども、その後、町と話し合いがついたというんですかね、その辺はどうなってるのかということをちょっとお聞きいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま地元との交渉について御質問ありました。

現在新しく新年度から役員さんの交代もございましたので、１から再度計画について説明をさせていただいております。今度は天満区民に対しまして説明会を開催させていただきます。そこで地元の了解の後、工事着工ということで現在進めております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　はい、わかりました。

天満区さんの区民の方から、今課長答弁ありましたけども、当局や議会が天満区の了解ないままに次々と議案を議決して既成事実をつくってるんじゃないかという、そういうちょっと不満ていうんですか、疑念を抱く、そういう声を訴えられる方もいらっしゃるんですけども、決してそうではないという、仮にこの議案が議決されても、やはり天満区さんとの了解のほうが優先すると、そうしないと着工はできないっていう考えでよろしいんですか。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　はい、お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、天満区の了解なしには工事かかれませんので、天満区の了解をいただいた後に工事を着工させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　１点お聞きします。

これ道と調整池と言われてましたけど、本体工事とかというのは、またこれ別なんですかね、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

県へ委託している部分につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、工事用道路と

調整池、いわゆる堰堤の工事でございます。あと本体、後ろへ残土の盛り土締め固めにつきましては業者がトラックで搬入しますので、その後の締め固め、さらには排水施設、暗渠等、そういったブロックとかも含めて、それは町のほうで当初予算いただいておりますので、その中で発注する予定となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　池と道とをつくってくれるということで、これは搬入と、例えば残土整備の施設に管理は那智勝浦町がやられるということですね、これ。道と池だけはやってくれるということですか。こういうような契約の仕方というのはあるんですね、県に委託するということ。

私の知り合いで中村の人らが言われてるんですけど、一日でも早くしてくれということで。これは工期とかは天満区の了解を得なんだらやれんということですけど、了解いただいたらどのくらいでこの工事が進んで、実際土砂が搬入できるまでになるんか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

現在まだ全然工事が進んでおりませんので、今後了解をいただいた後の話なんですけども、まず工事用道路から着工させていただきまして、その後、調整池の工事にかかっていきます。その後、奥のほうへ残土の搬入となってきますので、今の段階では、まだちょっと時期的なもんは具体的にわからない部分があるんですけども、できる限り早く残土を搬入する方法を考えながら工事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３２　議案第６５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君）　日程第32、議案第65号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　議案第65号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第65号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員３名のうち、現委員の的場俊雄氏の任期が平成25年６月23日をもって満了となります。同氏には引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。

御同意をいただけましたならば、任期は平成25年６月24日から平成28年６月23日までの３カ年となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

18時20分　散会